

八幡市防災・市民広場整備事業

基本設計書_本編 | 2025.11

株式会社 山下設計 関西支社
YAMASHITA SEKKEI INC. KANSAI BRANCH

【基本設計書 - 本編 - 】 目次

1. 意匠計画	1_01. 計画コンセプト	1 - 0 1
	・ メインコンセプト	
	・ プレイス・メイキング	
	・ アクティビティ	
	・ 市民ひろばとしての考え方	
	・ 防災ひろばとしての考え方	
	1_02. 計画概要	1 - 0 6
	1_03. 配置計画	1 - 0 8
	1_04. 平面計画	1 - 0 9
	1_05. 景観計画	1 - 1 3
	1_06. 断面計画	1 - 1 4
	1_07. 内外装計画	1 - 1 5
	1_08. ユニバーサルデザイン	1 - 1 6
	1_09. ランドスケープデザイン	1 - 1 8
	1_10. 照明計画	1 - 2 6
2. 構造計画	2_01. 構造計画概要	2 - 0 1
3. 電気設備計画	3_01. 電気設備設計概要	3 - 0 1
4. 機械設備計画	4_01. 機械設備設計概要	4 - 0 1

1_01. 計画コンセプト 1

はじめに

八幡市旧本庁舎は、昭和 53 年から行政の中心としての役割を果たしてきましたが、経年劣化に伴う老朽化や耐震性能の不足が指摘されていました。この問題を解決するため新たに建設された新本庁舎は、市民に親しまれる開かれた庁舎を目指して、令和5年1月に開庁を迎えました。

一方、旧本庁舎が立地する場所は、庁舎敷地全体において最も立地条件の良い場所であることから、旧本庁舎を解体し、その跡地には新本庁舎の防災拠点機能を強化するための「防災ひろば」を整備するとともに、かつて行政の中心であったこの場所が、新たなシビック交流拠点である「市民ひろば」として生まれ変わるための整備を行います。市民の交流・活動を育むために、庁舎敷地全体で、日常的に人々が集まり滞在できる場＝『やわたテラス』の構築を進めていますが、新本庁舎内の『市民プラザ』や八幡市文化センターと一体となり構成される『やわたテラス』に、『防災・市民広場』が加わることで、これからの八幡市のまちづくりの基盤が強化されることになります。

基本理念と施設整備方針

令和 6 年 10 月に策定された『八幡市防災・市民広場整備基本構想』中で、広場整備の基本理念と、基本理念を実現するための施設整備方針が掲げられています。本整備では地域の安全・安心を支える防災拠点となるとともに、市民が自由に集い、コミュニティ活動を育むシビック交流拠点となる『防災・市民広場』を整備します。

広場整備の基本理念

市民に親しまれる『やわたテラス』



基本理念を実現するための施設整備方針

地域防災拠点となる『防災ひろば』

シビック交流拠点となる『市民ひろば』

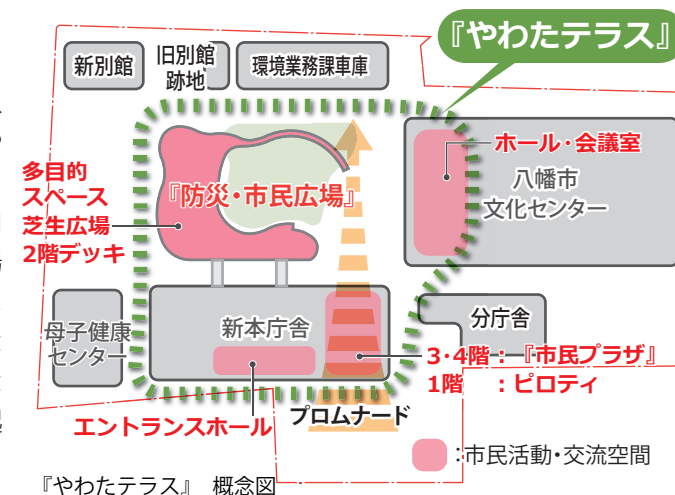
庁舎敷地の場所性

建設敷地（旧本庁舎跡地）は、市の北部にある石清水八幡宮駅周辺を生活拠点とする八幡地域に位置しています。八幡地域は古くから石清水八幡宮を中心に発展し、交通の要衝として門前町の賑わいを見せてきました。現在は、八幡市文化センターや母子健康センター・休日応急診療所、八幡市民図書館などの公共施設が集積しており、八幡市都市計画マスタープラン（平成 31 年）では、シビック交流拠点と位置づけられています。



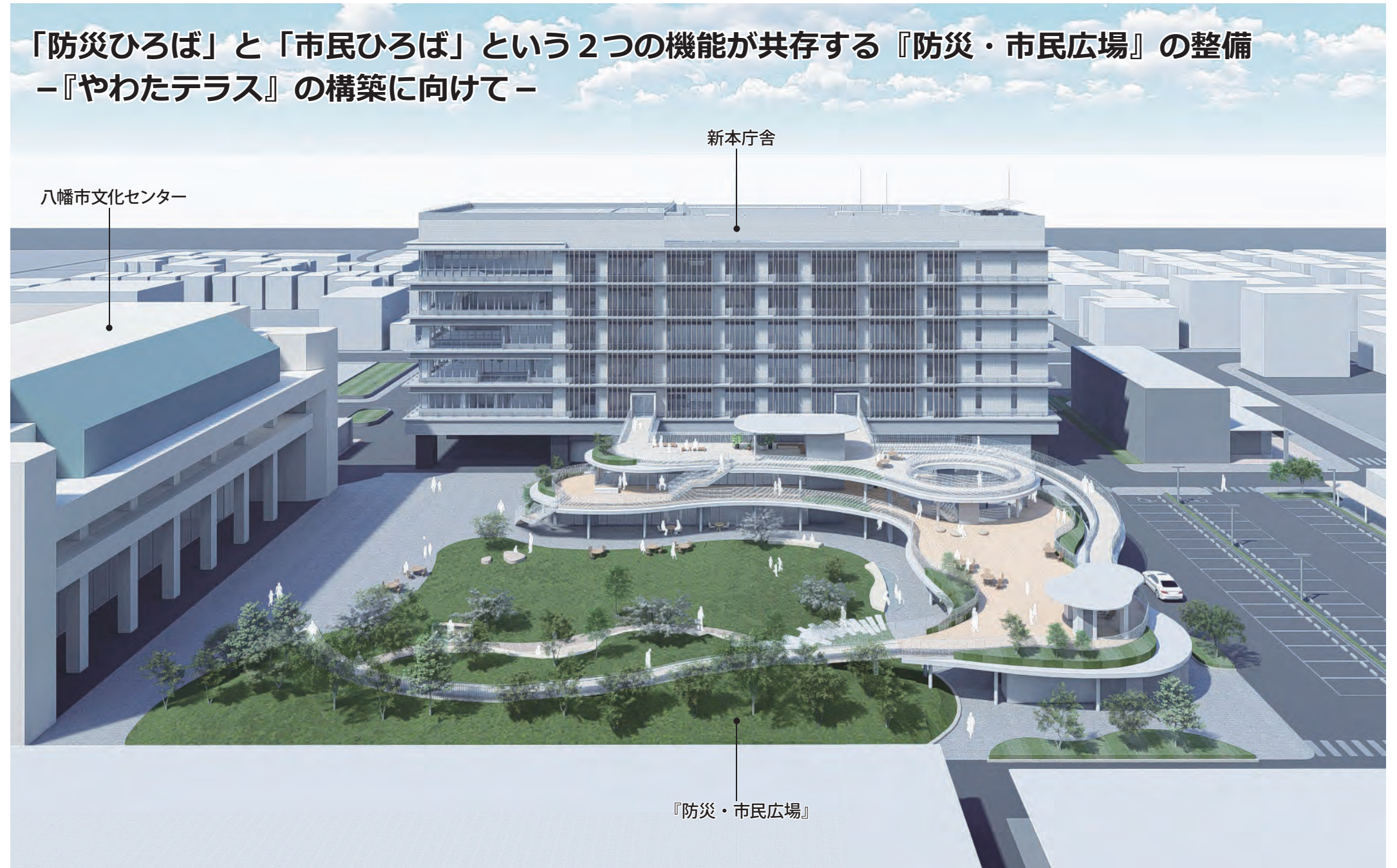
『やわたテラス』を核とした全体計画

市民が日常的に集まり活動できる場として、八幡市文化センターや新本庁舎市民プラザが『やわたテラス』として整備されてきました。今回『防災・市民広場』を『やわたテラス』の一部として整備することで、より多様な居場所が生まれ行政と市民が協働する活動の舞台になります。『やわたテラス』で生まれる新たな交流と協力のネットワークが八幡市の持続的な発展を支える力となり、未来のまちづくりの起点として機能することを目指します。



2つの機能が共存する広場

ひとつの空間で「防災ひろば」と「市民ひろば」という2つの機能が共存し、日常と非日常の両方に対応できる多機能な広場を計画します。特に、日常的に市民が利用できる環境づくりが重要であるという考えのもと、慣れ親しんだ場所が非日常時にはイベントの場や防災拠点にモードチェンジすることで、いつでも市民に親しまれる『やわたテラス』を実現します。



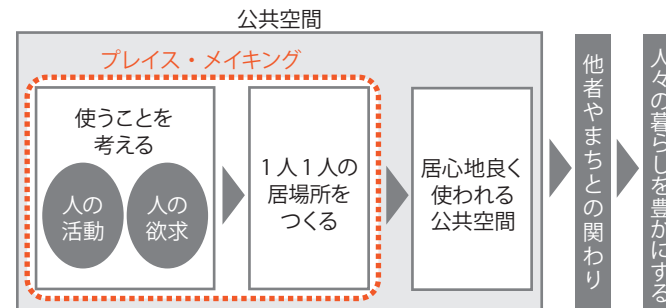
1_01. 計画コンセプト 2

プレイス・メイキング

今回の広場整備における理念は、地域の安心・安全を支えるとともに、地域に根づくシビックプライド（愛着と誇り）を育み、これからのまちづくりの起点となる空間を創造することにあります。

八幡市は、長い歴史と豊かな文化を背景に、市民が地域に対して強い愛着と誇りを抱いてきました。しかし、現代においては、自然災害の増加や少子高齢化など、地域社会が直面する課題が多様化しており、これまで以上に地域の絆と活力を強化することが求められています。

これからのまちづくりの起点となる、「居心地が良く、使われる公共空間」を創出するためには、人々の活動の舞台が必要であると考え、アクティビティ・ファーストのデザインとしてプレイス・メイキングの考え方を導入して広場づくりを行います。



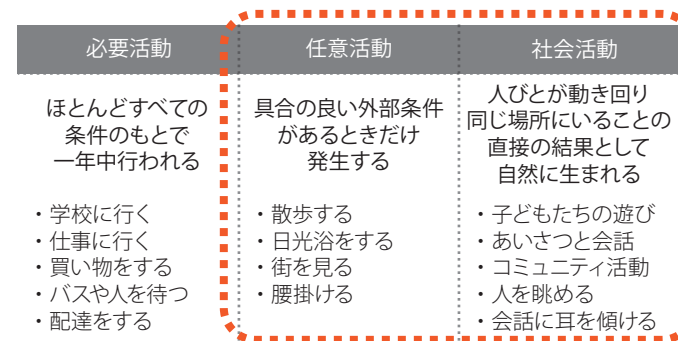
プレイス・メイキングの考え方
出典：UR都市機構まちの空間形成・イノベーションワーキングチーム
「居心地が良く、使われる公共空間をつくるために
-プレイスメイキングから考えるまちづくり-Ver.2.0」

アクティビティの種類

プレイス・メイキングの初めのステップは、公共空間における人の活動=アクティビティを考えることにあります。様々なアクティビティを想像し、それらが起こる居場所・舞台として空間を構成します。

屋外のアクティビティは、必要活動・任意活動・社会活動という大きく3つのタイプに分けることができます。

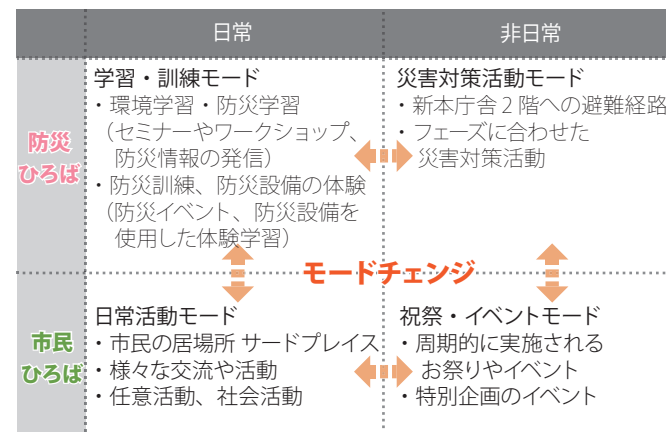
『防災・市民広場』では、そのうち任意活動・社会活動の2つが主に展開されると考え、任意活動・社会活動のアクティビティを想定しプレイス・メイキングを行います。さらに市民ワークショップを3回実施し、そこで挙げられた数多くの市民のニーズを加味することで、より多様なアクティビティについて考えました。



(ヤン・ゲール 北原理雄訳「建物のあいだのアクティビティ」鹿島出版会 p284)

モードチェンジする『防災・市民広場』

『防災・市民広場』は、災害時には地域の安心・安全を支える拠点=「防災ひろば」として機能するだけでなく、シビック交流拠点として、市民が日常的に集まり互いに交流を深めると同時に、地域の伝統や文化を継承し、シビックプライドを育む場=「市民ひろば」としても機能します。また、「防災ひろば」と「市民ひろば」はそれぞれ日常・非日常の両方に対応します。普段使いしている日常の居場所が、非日常の活動の拠点・舞台にモードチェンジします。一つの空間で、「防災ひろば」と「市民ひろば」、「日常モード」と「非日常モード」を掛け合わせた4つのモードに転換できる多機能を備えた広場とします。



各モードにおけるアクティビティの抽出

現在の『やわたテラス』の利用状況を踏まえると、各モードにおいて次のようなアクティビティが想定されます。また、令和7年度に3回に渡り市民ワークショップを実施し、『防災・市民広場』でやりたいことや、提供できること・協力できることについて意見を聞き、市民の皆さんから数多くのアクティビティのアイデアを出してもらいました。ワークショップでのアイデアも含めて、想定されるアクティビティを4種類に分類します。

- : 既にあるアクティビティ
- : 空間の整備により生まれるアクティビティ
- : 運営プログラムや中間支援により生まれるアクティビティ
- : 季節により生まれるアクティビティ

【学習・訓練モード】

- 防災セミナーをする
- 防災ワークショップ (防災デイキャンプ、火起こし体験等) をする
- 防災訓練をする
- 防災設備 (マンホールトイレ、かまどベンチ等) の体験学習をする
- 防災情報の発信や浸水想定高さの表示を見る
- 防災食の試食会をする
- 環境学習をする
- バリアフリー学習 (車椅子体験、手話セミナー等) をする



日本赤十字社 HPより



株式会社 DEKIRUWORKS HPより

【災害対策活動モード】

- 災害対策車両 (トイレカー等) を利用する
- 物資の搬出入や荷捌きを行う
- 物資を保管する
- ボランティアを受け入れる
- 災害対策用仮設テントを設置する
- 災害ごみを一時保管する



株式会社ニットク HPより



とちか広報消防事務組合 HPより

【日常活動モード】

- 創作ワークショップやDIYの体験教室に参加する
- 作品を展示する
- 木陰で読書、マイクロライブラリーで絵本を読み聞かせる
- ヤワタカラや地元野菜を販売する
- チャレンジショップを出店する
- 放課後に学習する、シェアオフィスで異業種交流をする
- シェアキッチンで料理教室やこども食堂を開く
- カフェでお茶をする
- お花見やお月見をする
- 散歩やラジオ体操、ヨガや太極拳をする
- 日光浴や昼寝をする
- かくれんぼやボール遊びをする
- コミュニティガーデンでの栽培や芝刈りボランティア活動をする
- 八幡の伝統について学ぶ (お茶会等)
- 星空観察会や屋外での映画鑑賞会をする
- 大人や高齢者も楽しめるスポーツ教室をする
- バーベキューやビアガーデンをする
- 子育て相談会をする
- デジタルツール相談会をする

【祝祭・イベントモード】

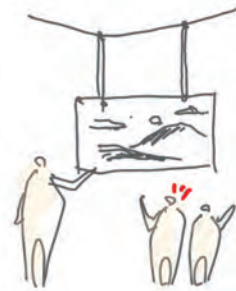
- ハチフェスや市民文化祭をする
- 盆踊りや七夕祭をする
- 太鼓まつりの足慣らしをする
- 地元野菜のマルシェをする
- フリーマーケットやハンドメイドマーケットをする
- フードイベントやキッチンカーイベントをする
- お酒イベントをする
- クリスマス会やハロウィンイベントをする
- 餅つきイベントや節分イベントをする
- バンドや吹奏楽、コーラスの音楽イベント、カラオケ大会をする
- スポーツイベントやダンスイベントをする
- アートイベントや演劇イベントをする
- 古本市をする
- 移動式ウォーターパークをする
- 移動動物園、昆虫採集会をする
- 竹材を使ったイルミネーションをする

1_01. 計画コンセプト 3

アクティビティを生み出す居場所の要素

アクティビティ・ファーストの考え方により、具体的なアクティビティから空間を構成し、居場所をつくります。1人1人が自分の居場所だと感じられる空間は、心地良く感じられ、行きたくなる場所へと育っていきます。そのような居場所では、多世代の多様な人々の交流が生まれ、新たなコミュニティ形成の場となります。

- ・木陰で寝そべる
- ・創作する
- ・作品を展示する
- ・教える、学ぶ

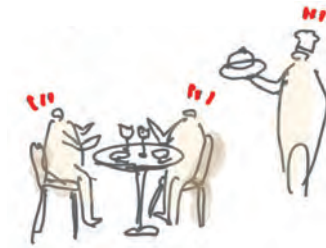


- ・育てる

- ・災害を意識する

- ・自然を感じながら歩く

- ・調理する、飲食する



環境や人数規模に応じたアクティビティ

『防災・市民広場』には屋内外を問わず様々な規模の場を設けることによって、空間の環境や性質、また活動の人数規模等に応じて、多様なアクティビティの展開が可能な広場とします。環境や人数規模によって想定されるアクティビティの空間イメージを右表に例示します。

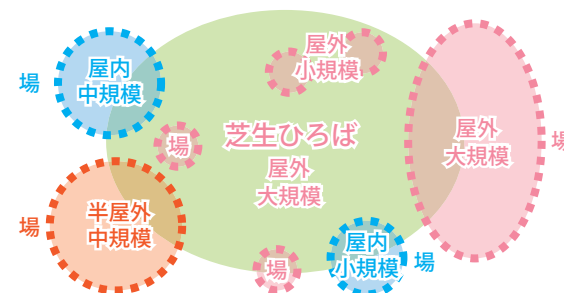
1人で静かに過ごす時も、大人数で賑やかに過ごす時も市民の活動の舞台となることで、あらゆる状況に応じて1人1人の居場所になる空間を目指します。

また、芝生ひろばを中心として環境・規模の異なる様々な場を構成します。

異なる空間を求めて集まった人々の活動が、芝生ひろばという大きなオープンスペースを介して、互いに関わり合い発展していく広場とします。

	静か・少人数	賑やか・大人数
屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・本を読む、読み聞かせる ・散歩する ・景色を眺める 	<ul style="list-style-type: none"> ・お祭りをする ・遊ぶ、運動する ・音楽や演劇を楽しむ
半屋外	<ul style="list-style-type: none"> ・創作する ・展示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理する、飲食する ・販売する
屋内	<ul style="list-style-type: none"> ・学習する ・仕事をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップをする ・セミナーをする

様々な環境・人数規模で行われるアクティビティの例



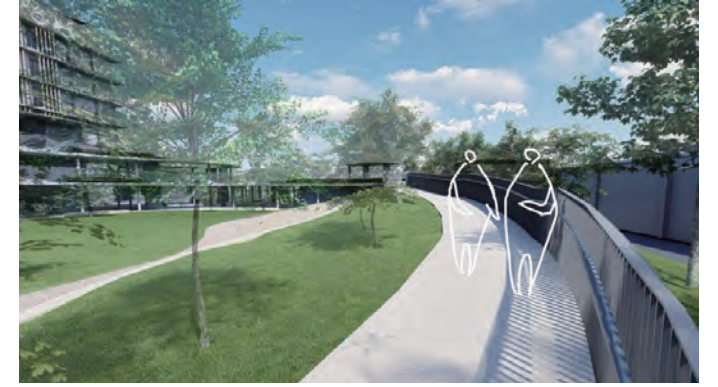
芝生ひろばを中心とした場の構成のイメージ

アクティビティから構成した具体的な空間のイメージ

- ・木陰のベンチで1人で落ち着いて読書をする



- ・スロープで2~3人で散歩をする



- ・多目的スペース2で3~4人で勉強をする



- ・多目的スペース1で7~8人で料理を作って食べる



- ・2階デッキで子どもが10~15人で遊び、大人が見守る



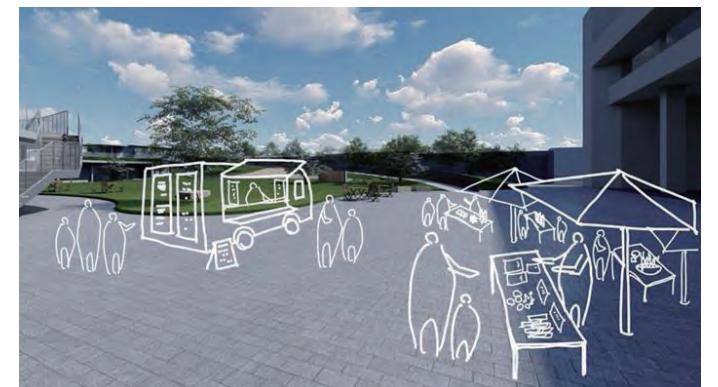
- ・大屋根ひろばで20~30人で創作・展示をする



- ・芝生ひろばに腰掛けて50人で音楽や演劇を楽しむ



- ・市民ひろばで100人でマルシェを楽しむ



1_01. 計画コンセプト 4

市民ひろばとしての考え方

環境問題、少子高齢化、社会格差の拡大など、市民の交流や協働が求められる課題が山積しています。これからの市庁舎は、目的をもって訪れる役所から、市民が自由に集い、コミュニティ活動を育むパブリックな場所へと姿を変えていく必要があります。

新本庁舎市民プラザや八幡市文化センターに、新たに『防災・市民広場』を加えて、庁舎敷地全体に広がる『やわたテラス』として構築し、市民の憩いと活動の場とします。多様な市民が集い、それぞれに自分らしい時間を過ごすとともに新たな出会いを促進することで、人と人との結び付きを楽しむことができる魅力的な場所を創出します。これを継承していくことで、『やわたテラス』が八幡市を象徴する新たなシビック交流拠点となります。

『ちょっとだけチャレンジ』ができるひろば

市民が日頃興味を持ち、何気なく習慣化しているアクティビティを、少し広い世界に飛び出して発信・実践するための、小さなチャレンジができる空間を設けます。

心理学者 レフ・ヴィゴツキーは、子どもが1人ではまだできないが、適切なサポートがあればできるようになる範囲を『発達の最近接領域』と呼んでいます。この小さなチャレンジとは、既に1人でできていることと、まだ難しすぎてできないことの間にある『挑戦のゾーン』に呼応するもので、学びや成長の鍵を握ります。

また、『ちょっとだけチャレンジ』を促すには、プログラムの運営や中間支援を工夫することも大切です。市民ワークショップ等を通して、運営・支援体制について考えます。

流れと澱みによる空間構成

『防災・市民広場』の空間は、全体にわたって、様々なアクティビティが展開でき、多様な人々の居場所となる『澱み』を設け、それらを繋ぐ人々の動きを『流れ』として生み出すように構成されています。

そうすることで、一つの『澱み』における小さなチャレンジが他の『澱み』における誰かのチャレンジと重なり、様々な方向に広がっていく『流れ』がネットワークを形成し、思いがけない出会いやコラボレーションが生まれる『合流地点』が形成されます。

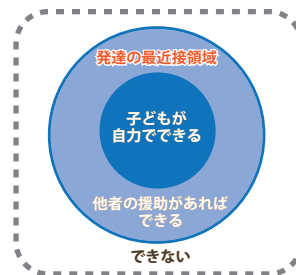
経路の選択性・回遊性

『防災・市民広場』全体に、訪れた人が選択できる複数の経路を設けます。天候や季節等の環境条件や、周辺で展開されている活動の種類によって、近道をしたり、回り道をしたりする経路の選択性を持たせています。

仙田満による『遊環構造』の考え方のように、自ら選択でき変化に富んだ空間を設けることで、1人1人が居場所を見つけられる広場とします。



『ちょっとだけチャレンジ』の考え方



発達の最近接領域 概念図

参考文献：ヴィゴツキー「発達の最近接領域」の理論—教授・学習過程における子どもの発達—、三学出版、2003年

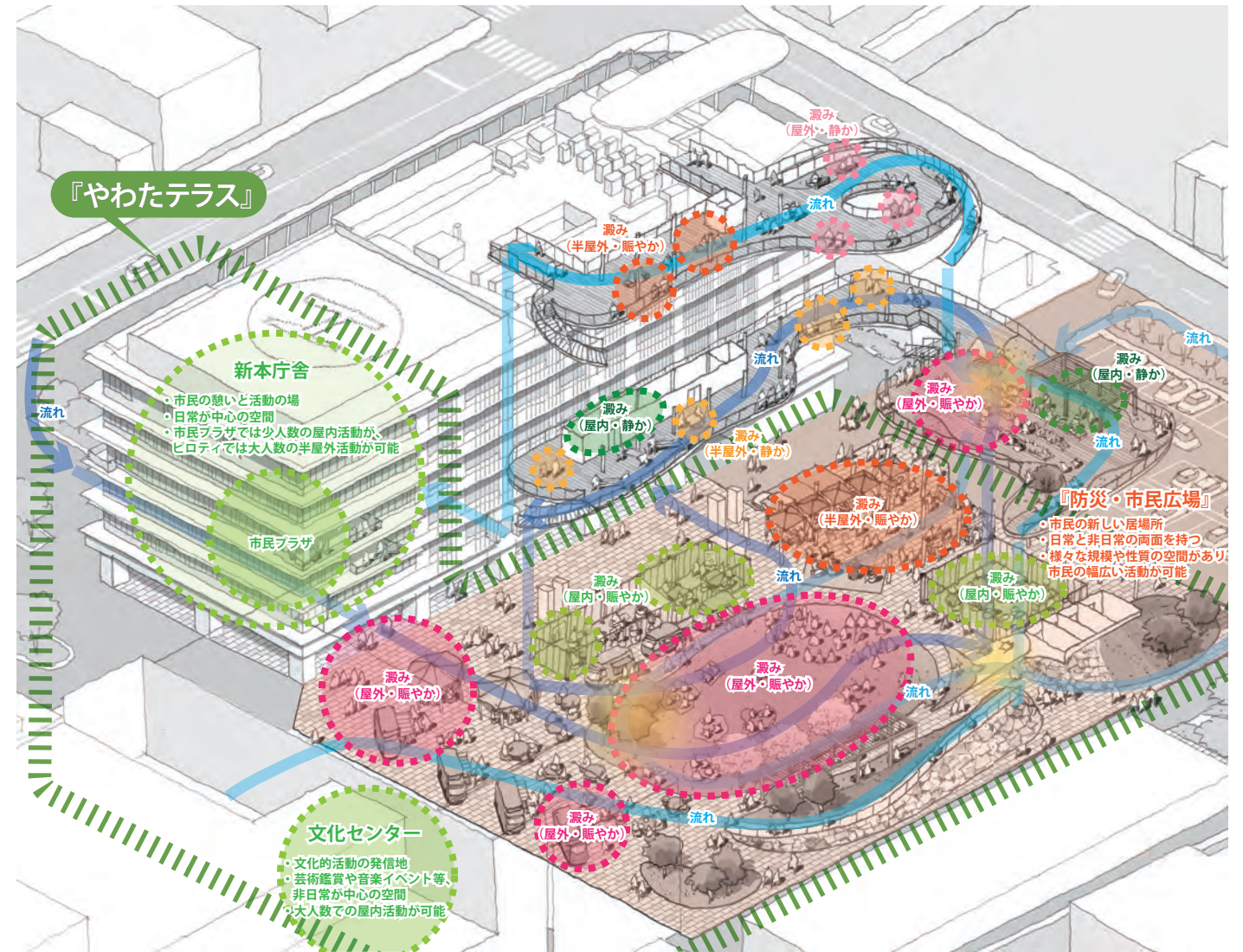


『流れ』と『澱み』の概念図

- ① 循環機能があること
- ② その循環（道）が安全で変化に富んでいること
- ③ その中にシンボル性の高い空間、場があること
- ④ その循環に“めまい”を体験できる部分があること
- ⑤ 近道（ショートカット）ができること
- ⑥ 循環に広場が取り付いていること
- ⑦ 全体がポーラス（多孔質）な空間で構成されていること

『遊環構造』の7つの条件

参考文献：仙田満：遊環構造デザイン—円い空間が未来を拓く—、左右社、2020年



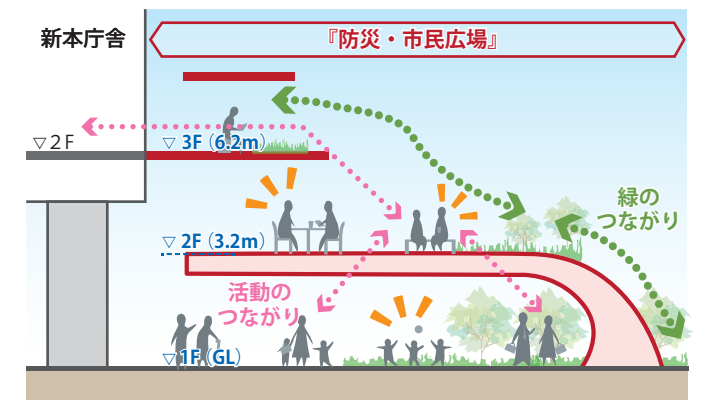
市民ひろばとしての『やわたテラス』

建築とランドスケープが融合する立体的な広場

建築とランドスケープを切り分けるのではなく、大地としての地面から建築の3階レベルに至るまで、緑の環境とアクティビティの場が連続するように設計しています。『防災・市民広場』の空間を建築とランドスケープが融合する立体的な構成とすることで、新本庁舎や文化センターとの関わりを密接にし、多様な活動のつながりが『やわたテラス』全体へ広がるように計画します。1～3階に至る様々な高さにアクティビティの場を設けることで、互いに『見る・見られる』の関係が生まれ、様々な活動が関わり合う魅力的な広場を実現します。

地理学者ジェイ・アップルトンは、人間は周囲を展望しつつ身を隠すことができる、守られた安全な場所を本能的に好むことを指摘した『眺望-隠れ場理論』を提唱しています。例えば、広場の様子を眺められる軒下のスペースなど、安心できる居場所となるような空間を設けます。

参考文献：ジェイ・アップルトン：風景の経験—景観の美について—、法政大学出版局、2005年



建築とランドスケープの考え方

1_01. 計画コンセプト 5

防災ひろばとしての考え方

八幡市庁舎敷地は、木津川・宇治川・桂川の合流地点に位置するため、南海トラフ地震や直下型地震のほか、河川の氾濫や浸水災害に対して、ハードとソフトの両面での確実な対応が求められます。

また、災害対策を特別なものではなく、日常の一部として捉え、平時と災害時の両方に対応できるシームレスな広場として『防災・市民広場』を整備することで、地域防災力の向上を図り、安心・安全なまちづくりを強力に推進していきます。

また、『防災・市民広場』は避難所ではありませんが、災害時に広場へ避難してこられた方は一時的に受け入れたうえで、地域防災計画に定める避難所へ適切に案内する役割も担います。

災害の想定

地震による被害想定

南海トラフ地震
 ・想定震度 6 弱～ 6 強に該当
 ・危険度「中」だが危険度「高い」に近接

有馬・高槻断層の地震
 ・想定震度 6 強に該当
 ・危険度は「高」に該当

対応
 ・耐震安全性は「1類」とする

水害による被害想定

木津川浸水想定
 ・平成 29 年 6 月国土交通省発による木津川洪水浸水想定では三河川合流により約 6.0mの浸水深さ

対応
 ・2F を GL+6.2m の高さに設定し、新本庁舎 2 階まで避難できる経路を確保

大谷川浸水想定
 ・0.5m～ 1.0mの浸水

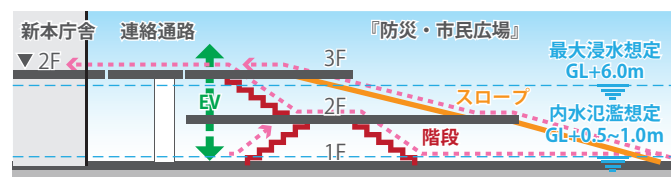
対応
 ・止水扉や、出入り口に止水板（手動式）を設置

防災・災害対策活動の明快な役割分担

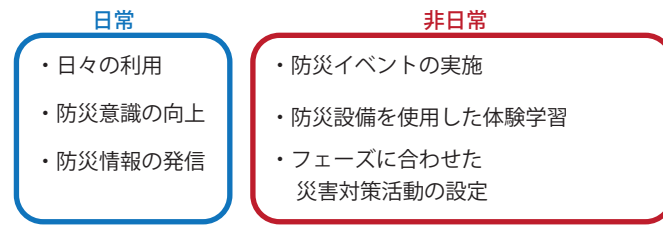
災害時には司令塔となる新本庁舎を軸に、『防災・市民広場』や文化センター、はるかぜ公園を含め、各施設が相互に連携して対応することが重要です。災害時の活動内容をゾーニングして役割を明確にしておくことで、災害規模や状況に応じて迅速に連携し、的確に機能する災害対策活動拠点となります。

日常と災害時の利便性を高める複数動線の確保

河川決壊による水害発生時は高台への避難が前提です。万が一逃げ遅れた場合は、新本庁舎 2 階へ避難することを想定し、階段、スロープ、エレベータなど、複数の動線を確保します。日常的に利用する動線を複数確保しておくことが、避難時に効果を発揮します。

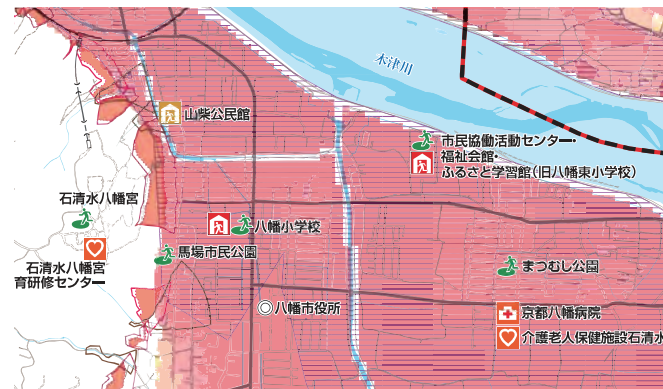


複数の動線確保



フェーズフリーによるモードチェンジ

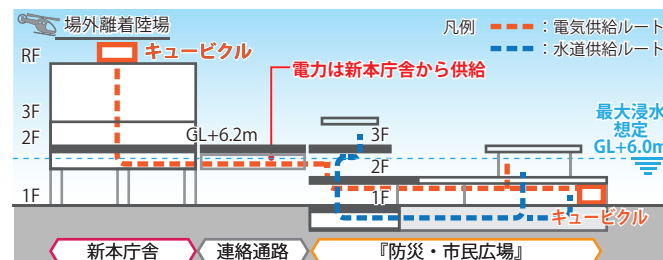
フェーズフリーによるモードチェンジの考え方



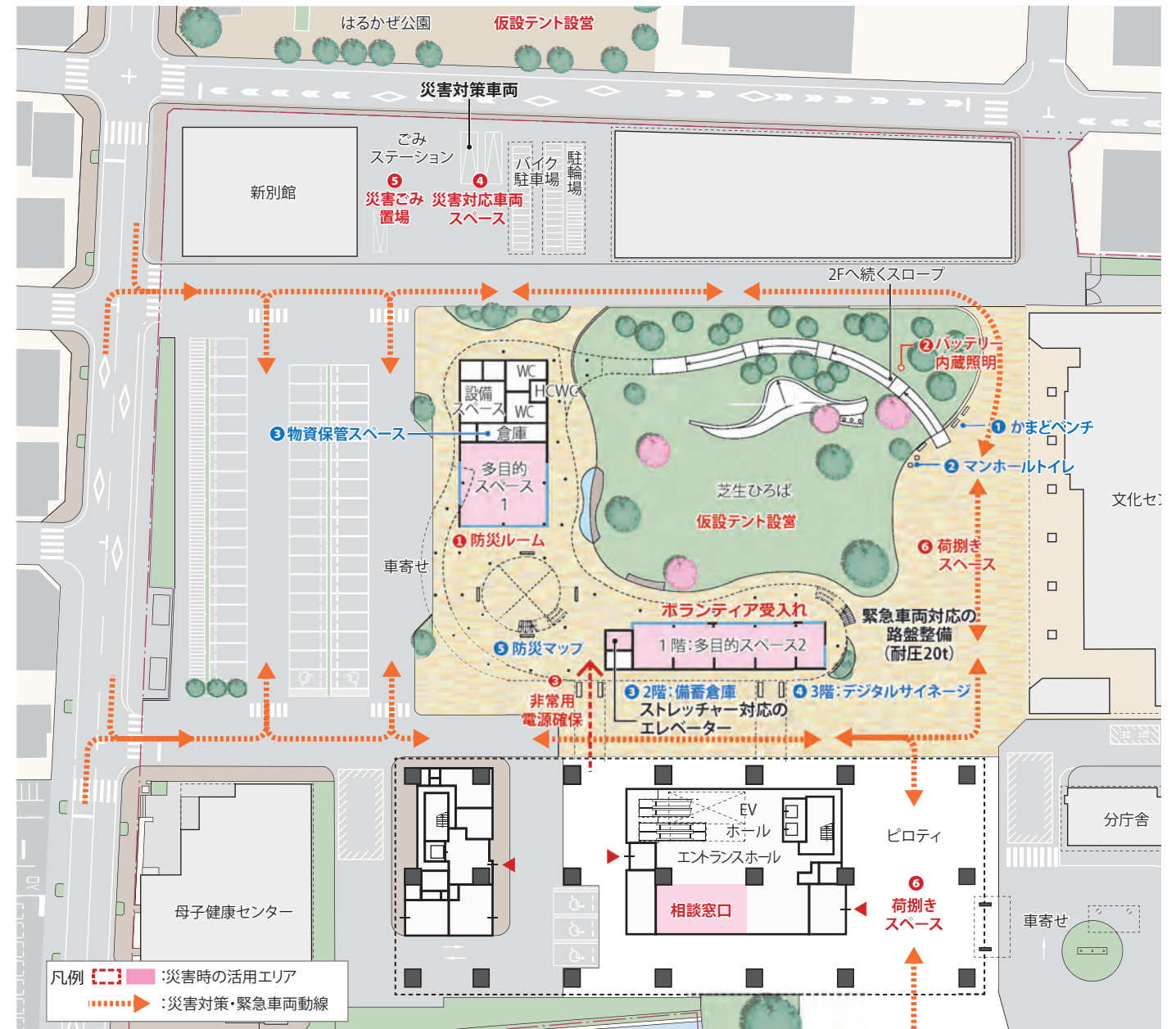
災害時の活動ゾーニング

新本庁舎からの供給設備を有効活用

新本庁舎とつながる 2 つの連絡通路を供給ルートとして日常と災害時における電源をまかなう計画とします。



新本庁舎との連携



防災設備の配置と車両動線計画

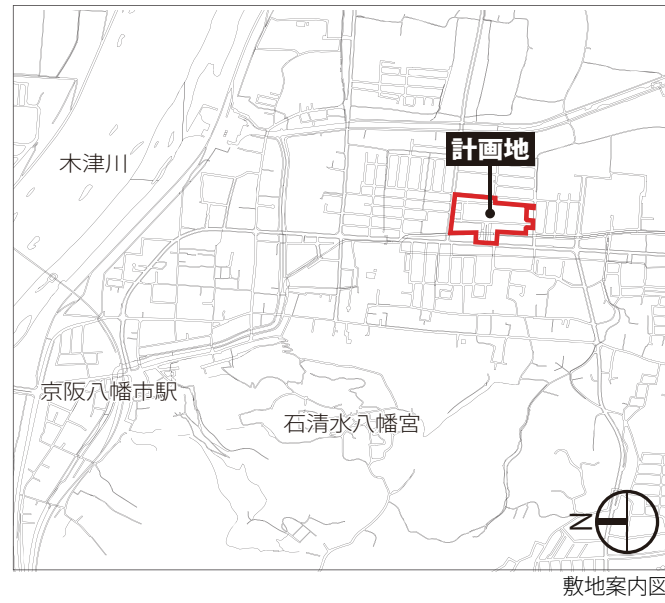
日常	
1 かまどベンチ	防災設備をまとめて配置します。防災イベントや防災体験を通して防災意識の向上を図ります。(かまどベンチは日常も利用)
2 マンホールトイレ	防災設備をまとめて配置します。防災イベントや防災体験を通して防災意識の向上を図ります。
3 備蓄倉庫 物資保管スペース	2階レベルに備蓄倉庫のほか日常的に利用する道具庫を、2階に設けます。
4 デジタルサイネージ	天候や防災情報のほか、市内での様々なイベントや活動などを紹介します。
5 防災マップ	やわたテラスの防災マップを作成し掲示します。
6 サインへの反映	防災設備や動線上に防災機能を意識したわかりやすいピクトを設置し、認知力を高めます。

非日常	
1 防災ルーム	多目的スペース 1 および大屋根エリアには天井にフックを掛け、カーテンなどで一時的なプライベート空間を形成することが可能です。
2 バッテリー 内蔵型照明	停電時における太陽光発電システムを利用した照明灯を設置します。
3 非常用電源確保	新本庁舎 2 階から連絡通路を利用して供給します。また、広場の適所に屋外コンセントを設け利用できる計画とします。
4 災害対策車両 スペース	別館跡地に災害対策車両 2 台分の待機スペースを確保します。
5 災害ごみ置場	別館跡地にごみ置場を確保します。
6 荷捌きスペース	新本庁舎のピロティと繋がる市民広場を残し、自衛隊等の大型車両によって運ばれてくる支援物資の荷捌きスペースとします。

1_02. 計画概要 1

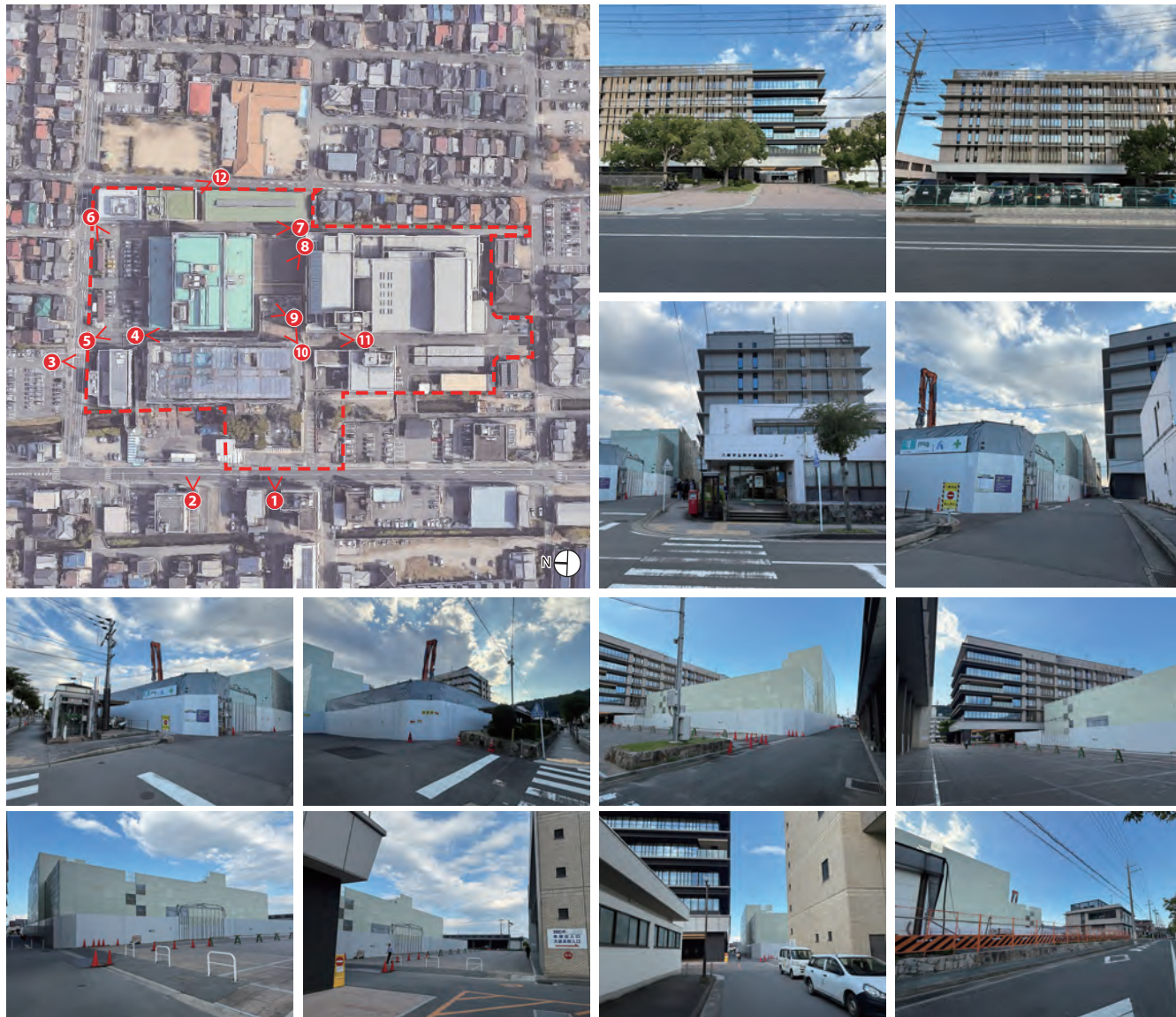
計画地概要

所在地 : 京都府八幡市八幡園内 75 他
 敷地面積 : 25,485 m²
 用途地域 : 第二種住居地域
 地区計画 : 八幡市役所周辺地区地区計画
 建物高さの最高限度 : 30m
 防火地域等 : 指定なし (法 22 条地域)
 許容建蔽率 : 60%
 許容容積率 : 200%
 その他 : 日影規制
 5m-5h,10m-3h, 測定面 4.0m
 前面道路 : 北側 市道 12.0m
 南側 市道 8.0m
 東側 市道 7.0m
 西側 府道 13.0m



敷地案内図

敷地現況写真



施設計画



北東側からの全景イメージ

計画概要

		構造		構造制限	階数 地上/地下	建築面積	延床面積	備考
新設建物	防災・市民広場	RC造	耐震構造	準耐火	3/0	1,036	944	
	連絡通路 1	S造	耐震構造	準耐火	1/0	21	-	
	連絡通路 2	S造	耐震構造	準耐火	1/0	21	-	
	駐輪場 1	S造	-	不燃	1/0	90	-	
	駐輪場 2	S造	-	不燃	1/0	38	-	
	バイク駐車場	S造	-	不燃	1/0	88	-	
	駐車場	-	-	-	-	-	-	
既存建物	新本庁舎	S+RC造	柱頭免震構造	耐火	7/0	2,232	11,497	
	分庁舎	RC造	耐震構造	耐火	2/0	995	1,384	
	新別館	S造	耐震構造	準耐火	2/0	339	676	
	環境業務課車庫	S造	耐震構造	準耐火	1/0	928	903	
	八幡市文化センター	RC造	耐震構造	耐火	4/0	4,814	9,943	
	母子健康センター	RC造	耐震構造	耐火	2/0	574	825	
計						11,176	26,172	

単位: m²

1_02. 計画概要 2



建築概要

主要用途	事務所
規模	地上3階
構造種別	鉄筋コンクリート造 (RC造)
建築物の高さ	9.2m
建築面積	1,077.56 m ²
延床面積	943.99 m ²
駐車台数	利用者用：52台 (思いやり駐車場2台を含む)、公用車用：1台、災害対応車両用：2台
駐輪台数	自転車：118台 バイク：31台

構造概要

耐震安全性の目標	I類
架構形式	耐震壁付きラーメン構造
基礎形式	杭基礎

電気設備概要

受変電設備	屋内キュービクル型
太陽光発電設備	5kW相当
電灯設備	LED照明 (人感センサー等)
情報・通信設備	構内交換設備、構内情報通信網用配管設備、情報表示設備 (電気時計、デジタルサイネージ)、拡声設備、誘導支援設備 (トイレ呼出設備) 等
防災設備	非常用照明設備、誘導灯設備、自動火災報知設備
防犯設備	監視カメラ設備

空気調和設備概要

空調設備	居室：電気式空冷ヒートポンプパッケージエアコン
換気設備	居室：第1種換気 倉庫・便所等：第3種換気
排煙設備	自然排煙

給排水衛生設備概要

衛生器具	節水型器具 (大便器：床置型、小便器：壁掛型、自動水栓)
給水設備	給水系統：上水・雑用水1系統 給水方式：直結直圧給水 (灌水設備は加圧給水方式)
給湯設備	便所：壁掛型電気温水器 キッチン：床置型電気温水器
排水設備	屋内：汚水・雑排水合流方式 屋外：既設桝に接続
消火設備	消火器

1_03. 配置計画

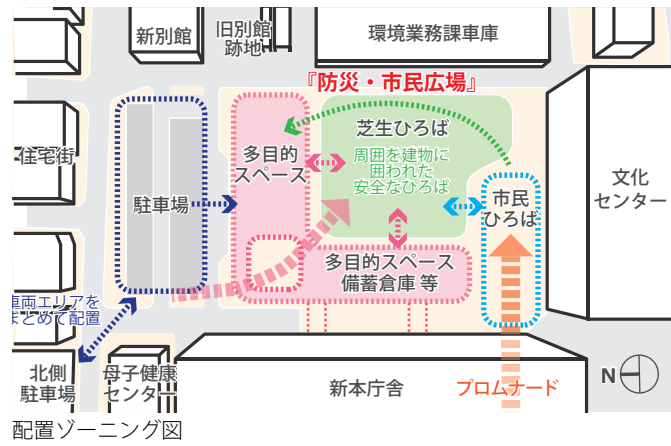
軸線を敷地内に取り込んだ配置計画

- ・ 防災・市民広場は日本庁舎跡地に配置します。
- ・ 西の男山、東の木津川を結ぶ軸線を敷地内に取り込みます。
- ・ 1階レベルでは、プロムナードの先に広がる『防災・市民広場』は、まちとひろばを開放的につなぎます。
- ・ 新本庁舎のエントランスや『市民プラザ』、文化センターと合わせて、敷地全体を『やわたテラス』として計画します。



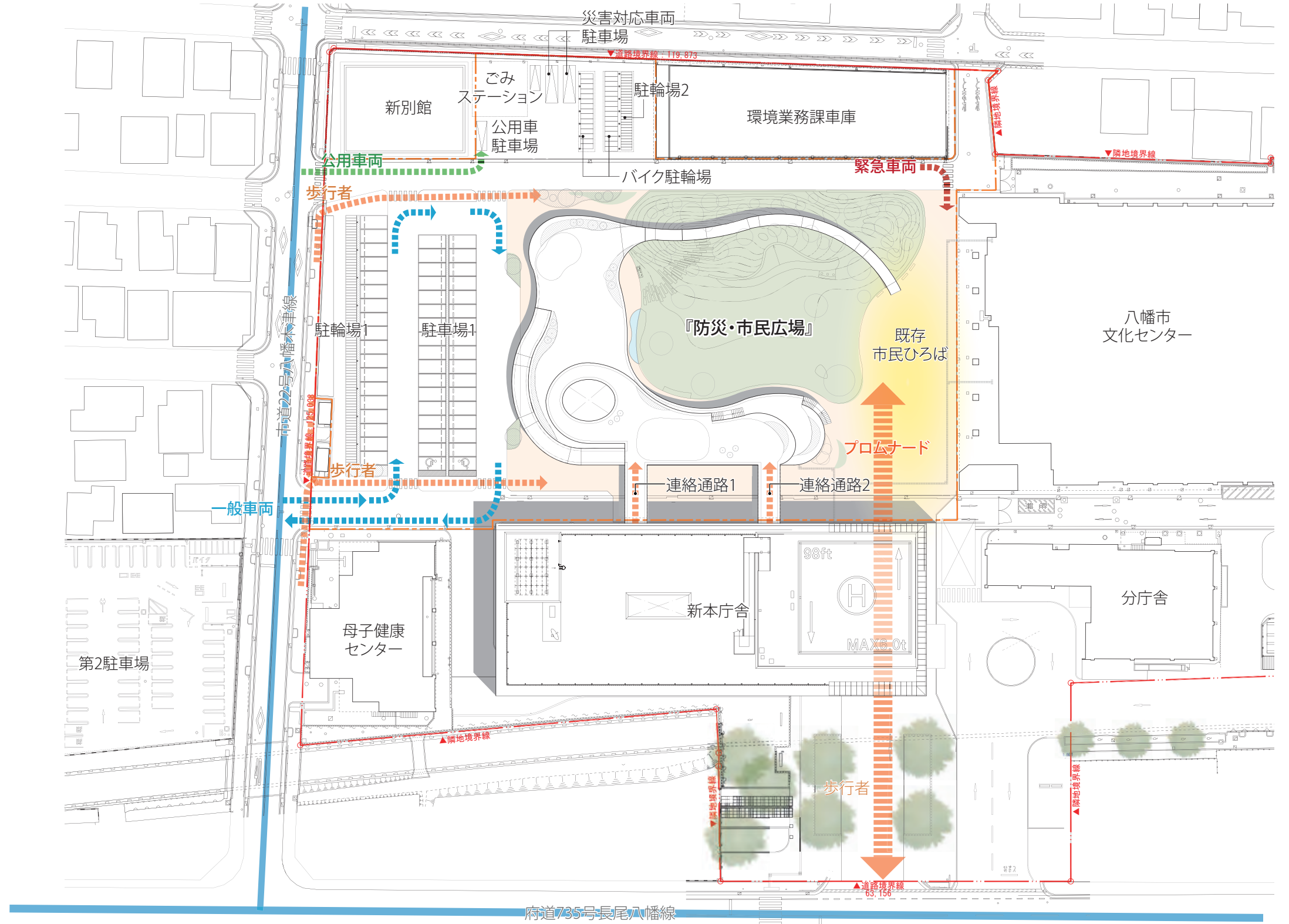
配置ゾーニング

- ・ L字に建物を配置し、建物に包まれるように芝生ひろばを設けることで、車動線から離れて安全に活動できる空間とします。
- ・ 新本庁舎とは 10m 以上の離隔を設け、消防法上新本庁舎と別棟扱いとします。『防災・市民広場』3階には新本庁舎2階と接続する連絡通路を2ヶ所設置します。
- ・ 既存の市民ひろばは同位置に残し、市民文化祭や太鼓まつりの足慣らし等、これまでの市民活動を継続して行える計画とします。
- ・ 駐車場1は第2駐車場の近傍に配置し、車動線の利便性に配慮します。



快適な歩車環境の形成

- ・ 車両は敷地北側の市道から、歩行者は駐車場もしくは新本庁舎からアクセスする動線を主とします。
- ・ 歩行者空間と車両空間を明快に構成することで、敷地全体にわたる快適な歩車環境を整えます。
- ・ 新本庁舎ピロティからプロムナードを設け、『やわたテラス』を安全に行き来できる歩行者アプローチとします。
- ・ 緊急車両出入口を敷地東側に設け、プロムナードは緊急車両の乗り入れにも対応可能な設えとします。



駐車場・駐輪場計画

駐車場1	: 52台	バイク駐輪場	: 31台
災害対策車両駐車場	: 2台	駐輪場1	: 90台
公用車駐車場	: 1台	駐輪場2	: 28台
		(おもいやり駐車場2台を含む)	

N
配置図
Scale = 1/800

1_04. 平面計画



- 1 多目的スペース1**
 固定的で内外一体の拡張性を持つ、比較的規模の大きな屋内空間を設け、カフェ・レストランやまちのキッチン等、用途をある程度固定して利用できるワンルームとします。
 また、飲食店テナントを誘致する可能性を考慮し、厨房の設置を想定したスペースを設けます。
- 2 多目的スペース2**
 活動によって必要な大きさを設定し利用できるように、可変的で比較的規模の小さな屋内空間を設けます。
 室内の間仕切りは可動式とし、隣り合う活動の関わり合いが生まれるよう配慮します。
- 3 大屋根ひろば**
 1~3階まで繋がる大きな吹抜を設け、各階の視線やアクティビティが交わる空間とします。
- 4 軒下ひろば**
 芝生ひろば側に伸びる半屋外空間を設け、異なるアクティビティが混ざり合う空間とします。
- 5 階段ひろば**
 飛び石状の階段により、スロープ1や丘遊び場の経路が生まれ立体的なつながりが生まれる空間とします。
- 6 芝生ひろば**
 平らなスペースは確保しながら、東側に向かって緩やかに勾配をつけることで、地面に腰掛けやすく、地形に包まれる空間とします。
- 7 丘の遊び場**
 斜面を活かした遊び場として、滑り台や飛び石を設けます。
- 8 水の遊び場**
 夏場に水遊びができるよう、薄く水が張れる水盤を設けます。座って夕涼みができるように、水盤に沿わせてベンチを設けます。
- 9 市民ひろば**
 やわた市民文化祭等が行えるよう、ハード舗装の広場とします。また緊急車両の活動スペースとして、耐圧20tの路盤整備で対応します。
- 10 スロープ1**
 ランドスケープから建築へ緩やかに移り変わるよう、芝生ひろばの斜面に沿うようにスロープを設けます。

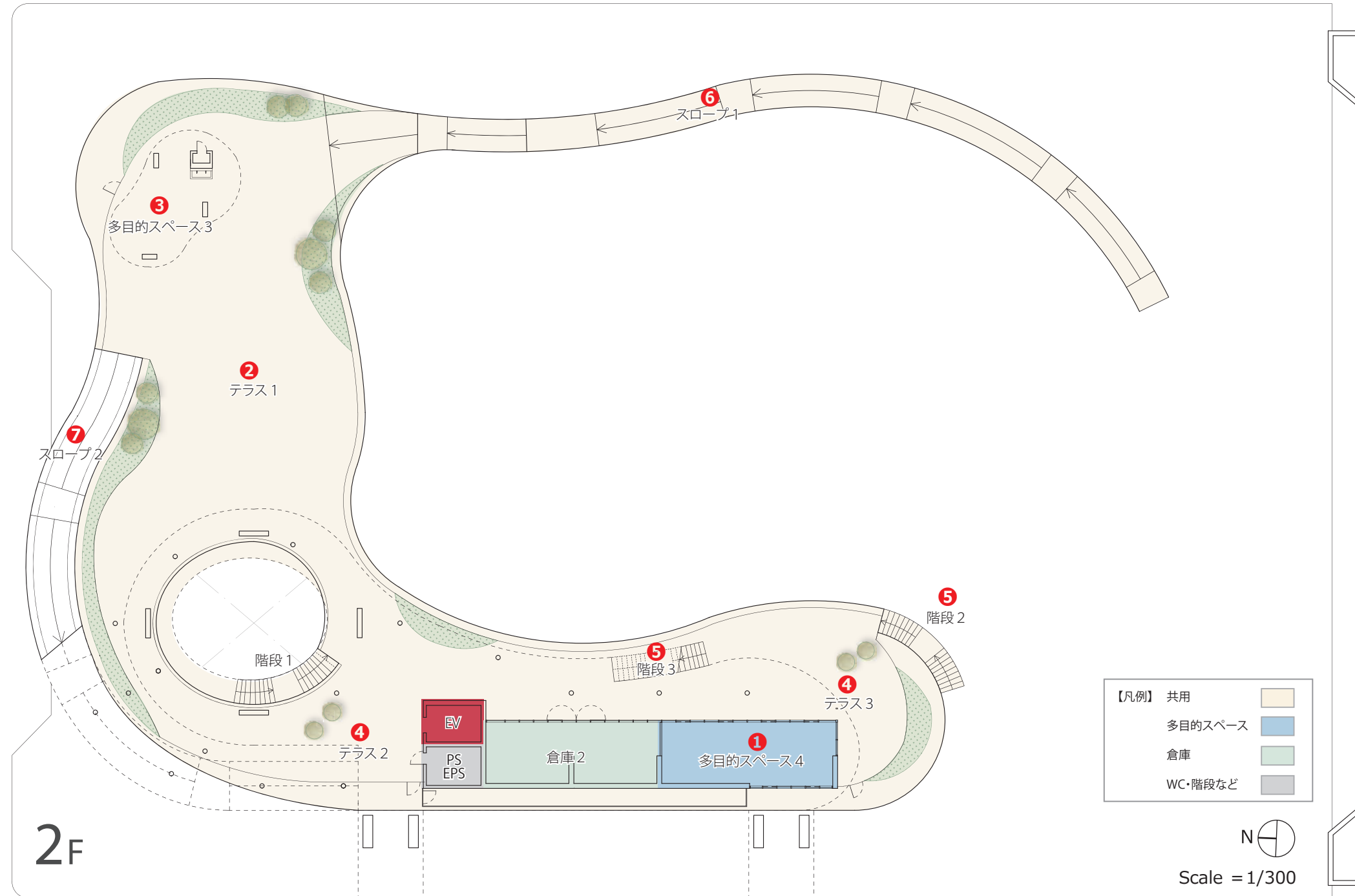


1F

【凡例】 共用	
多目的スペース	
倉庫	
WC・階段など	

N
Scale = 1/300

1_04. 平面計画



4 テラス2・3

賑わいがあり開けた芝生ひろば側と、植栽ポッドにより緩やかに境界を設け、比較的小規模な溜まりの場を設けます。



5 階段2・3

1階から3階におけるそれぞれの活動をつなぐように配置します。階段2を上り切った先に階段3が見えることで、3階にも行ってみたいくなるよう形状を工夫します。

6 スロープ1

斜面に沿うようなスロープの先には中木の植栽帯を広く設け、ランドスケープが立ち上がり建築につながるような構成とします。

7 スロープ2

スロープ1を上り切った先にスロープ2の上り口が見えるように配置し、GLレベルから2階、3階への一連の流れを構成します。



1 多目的スペース4

比較的小人数での活動が行える小規模な屋内空間を設けます。シーンに合わせて、前面の軒下空間にスペースを拡張することも可能です。アトリエや創作スペースとして利用できるよう、手洗いを設けます。



2 テラス1

階段1やスロープ2などの縦動線や、多目的スペース3や遊具などの溜まりの空間に囲まれるように、デッキ敷のテラスを設けます。日常時は可動テーブルや椅子を置いて眺めの良いコミュニケーションの場に、またイベント時は仮設ステージを置いて賑わいの場にご利用できるよう、まとまった平場として設えます。



3 多目的スペース3

テラス1のそばに屋根付きの休憩スペースを設けます。

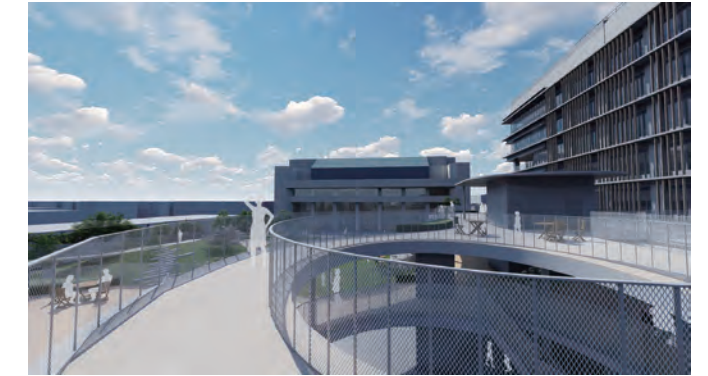


1_04. 平面計画



① テラス4

大屋根広場上部にあたる吹抜を回遊できる回廊を設けます。2層分の吹抜により1階、2階とも視覚的につながり、また芝生ひろば側に大きく開けた『防災・市民広場』全体を見渡せるテラスとします。



② テラス5

新本庁舎 2階と同じレベルに半屋外のテラスを設け、ベンチ等を置くことで手続きに訪れた市民の待合スペースや休憩スペースとして設えます。新本庁舎 市民プラザの利用状況や、文化センターでのイベント告知の情報を得られるよう、デジタルサイネージを設置し、『やわたテラス』全体で活動が展開するきっかけが生まれる空間となるよう工夫します。



③ 連絡通路

新本庁舎 2階と同じレベルで行き来ができる連絡通路を2箇所設けます。



④ デジタルサイネージ

壁面にデジタルサイネージを1面設置し、『防災・市民広場』だけでなく市民プラザや文化センターでのイベント情報等を発信できるようにします。

1_05. 景観計画

基本的な考え方

- ・ ランドスケープと建築が一体になった有機的な形態と、素材感を活かしたシンプルな表情で、三方を既存建物に囲まれた敷地に馴染むデザインとします。
- ・ 多方向からのアクセスを考慮し、床スラブや屋根のラインに緩やかな曲線を用いて、複数の正面を持つ計画とします。
- ・ 上階に行くにつれて床スラブをセットバックさせ、大地から連続的に建築が立ち上がったようなランドスケープを形成し、敷地全体に馴染む形態とします。
- ・ 建物全体に軒を回し、日射遮蔽や上階からの物の落下防止に配慮します。
- ・ 軒の深さは、軒下での活動の性質や規模によって強弱を付け、陰影や奥行き感が生まれる立面とします。
- ・ 手摺や植栽は床スラブの端からセットバックさせ、各階スラブラインを強調することで建物ボリュームを水平に分割します。
- ・ 車寄せ側は車利用者の多くがアクセスするもう一つの正面になるため、曲線のスロープを張り出し印象的なファサードとします。



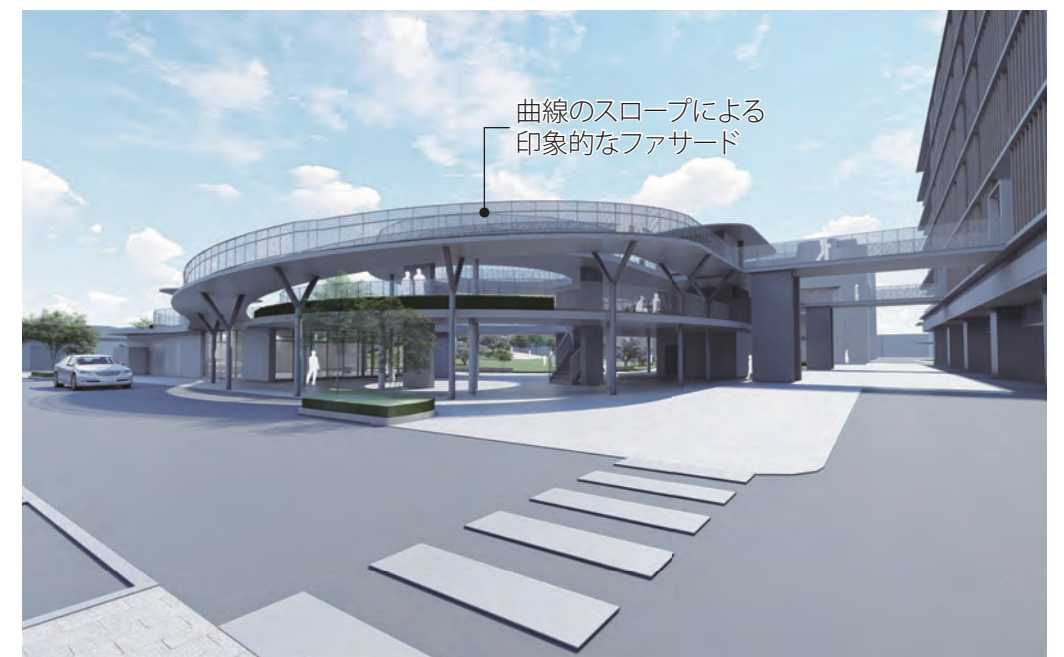
東側外観イメージ



ランドスケープから建築への繋がり



芝生広場側外観イメージ

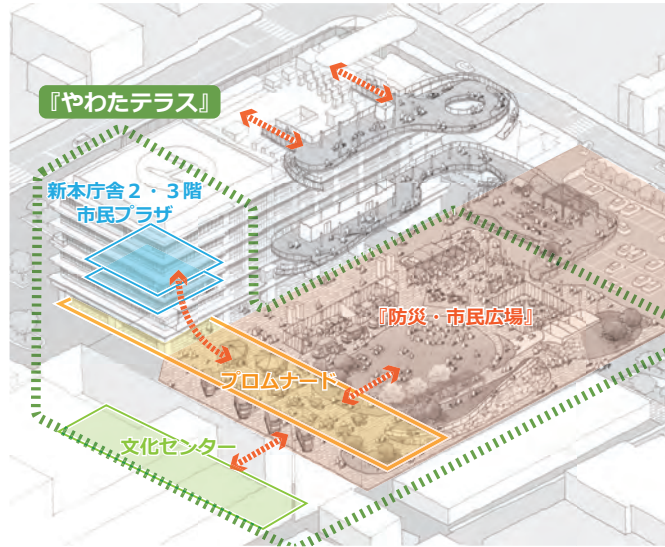


車寄せ側外観イメージ

1_06. 断面計画

基本的な考え方

- 『防災・市民広場』や新本庁舎、文化センターに設けられた市民のアクティビティの場が立体的に繋がり、庁舎敷地全体がシビック交流拠点としての『やわたテラス』となるように計画します。

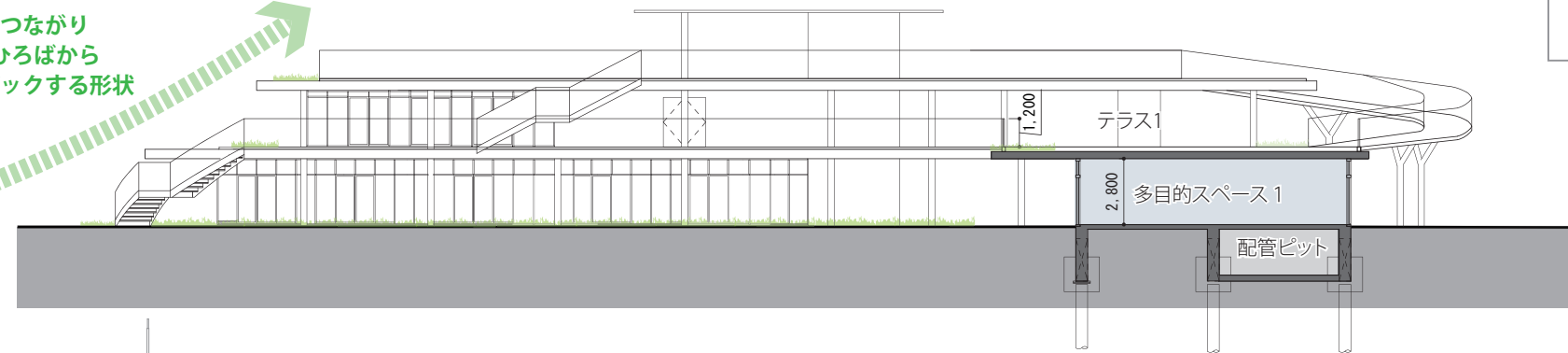


『やわたテラス』内のアクセス経路

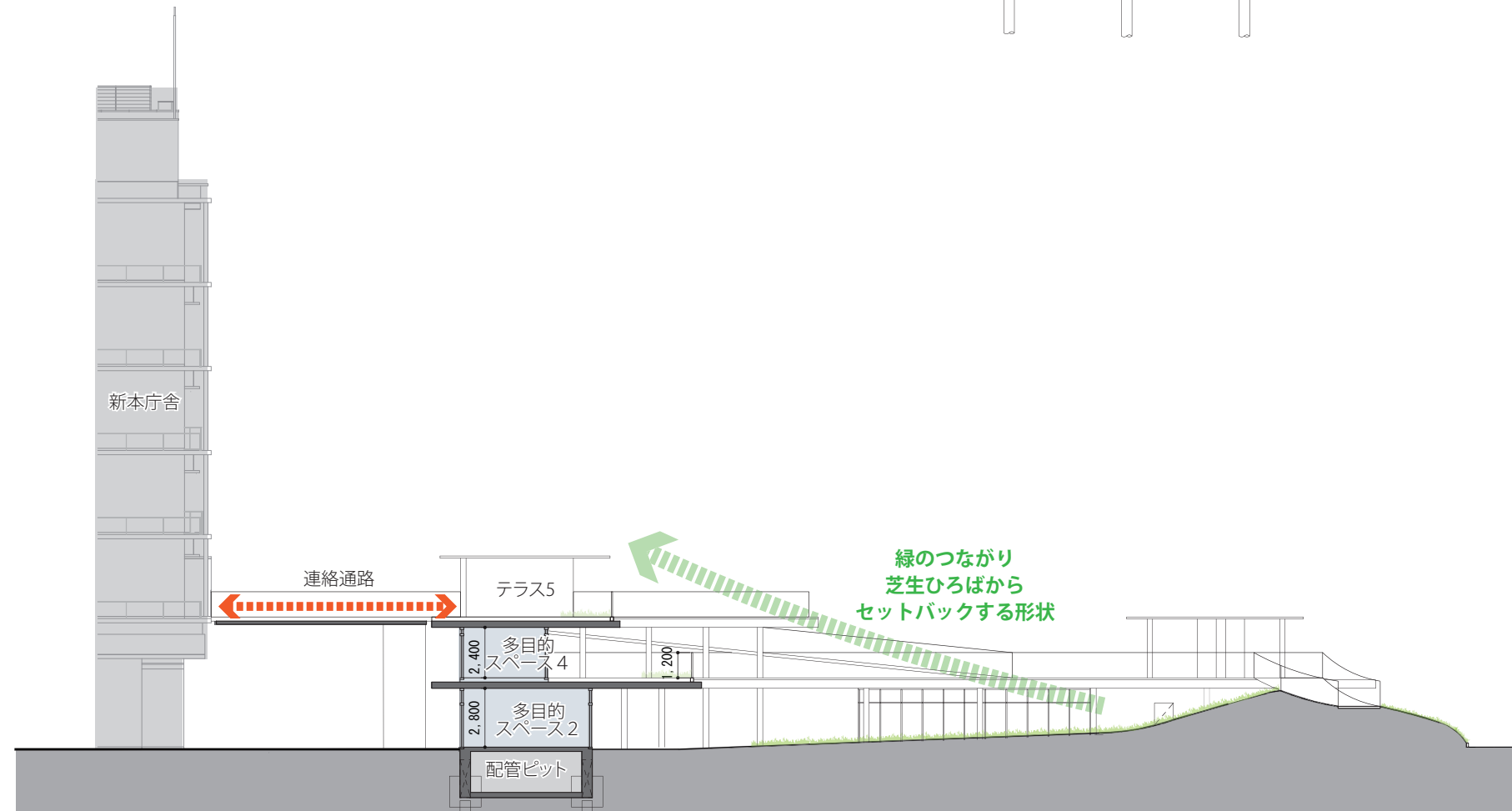
階高・天井高の設定

- 階高は1階：3.3m、2階：2.9m、3階：2.9mとします。
- 天井高さは1階：2.8m、2階：2.4m、3階：2.4mとします。
- 新本庁舎は、木津川決壊時の想定浸水高さ 6.0mに備え、メインフロアとなる2階は浸水想定高さより高い 6.2mで計画されています。
- 河川決壊時に万が一市民が逃げ遅れた場合に新本庁舎へ避難できるように、『防災・市民広場』の3階を新本庁舎2階と同じレベル設定とし、2つの連絡通路で接続します。
- 連絡通路は、日常時は『防災・市民広場』と新本庁舎の活動を繋ぐ役割を果たします。

緑のつながり
芝生ひろばから
セットバックする形状



【凡例】	共用	
	多目的スペース	
	倉庫	
	WC・階段など	



Scale = 1/300

1_07. 内外装計画

基本的な考え方

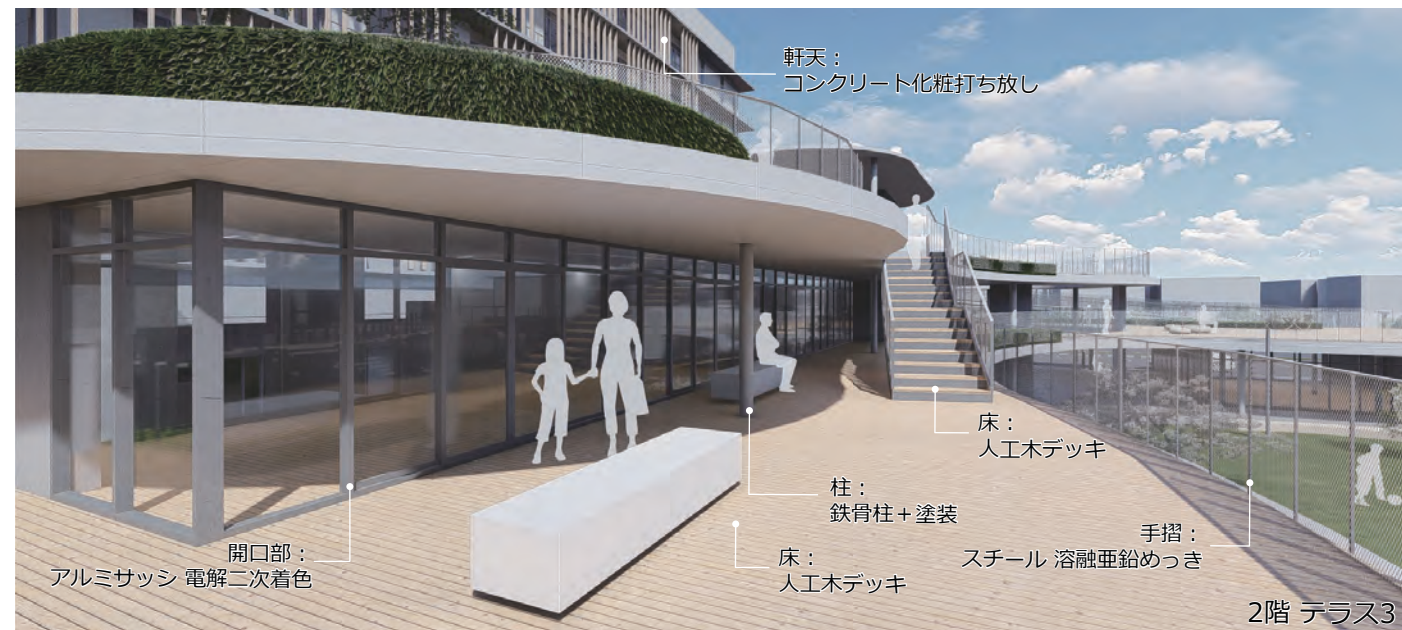
●アクティビティに応じた外装計画

・多目的スペースには主にガラス建具を用いることで、屋内外で活動の様子が見通すことができ、一体的に利用しやすい計画とします。

●建築とランドスケープの関わり

- ・壁や天井は自然な風合いが感じられるコンクリート化粧打ち放しとし、また曲線で全体を構成することで自然との調和を図ります。
- ・市民ひろばはインターロッキング舗装とし新本庁舎ピロティとの繋がりを設け、プロムナードの一体感を高めます。

外部仕上表	
外壁	コンクリート化粧打ち放し+フッ素樹脂クリア塗装
開口部	アルミサッシ 電解二次着色
床	市民ひろば・大屋根ひろば インターロッキング舗装
2階デッキ	人工木デッキ
スロープ1	透水性コンクリート舗装
3階デッキ・スロープ2	インターロッキング舗装
連絡通路	コンクリート化粧打ち放し
柱	鉄骨柱 塗装 (外部仕様)
屋根	ウレタン塗膜防水t=1.6トップコート
軒天	RC化粧打ち放しの上フッ素樹脂クリアー塗装
階段	人工木デッキ
手摺	スチール製 溶融亜鉛めっきメッシュフェンス



【内装計画】

●将来的な利用形態の変化に対応する内装計画

・「多目的スペース2」は機能により必要面積が異なることを想定し、空間全体を最大で3分割できるように可動式建具を設けて、フレキシビリティを確保します。

●屋内外の繋がり

- ・1階はコンクリート仕上とし、屋外と同様に下足で利用できる仕様とすることで屋内外を一体的に利用しやすい計画とします。
- ・2階は「多目的スペース4」の室内と屋外デッキの仕上レベルを揃えることで、屋内外を一体的に利用しやすい計画とします。

内部仕上表		
1階 多目的スペース1,2	床	コンクリート化粧打ち放し+表面強化
	壁	EP塗装 (多目的スペース1のみ：可動式建具あり)
	天井	コンクリート化粧打ち放し
2階 多目的スペース4	床	フローリング
	壁	EP塗装
1階 倉庫1	床	コンクリート化粧打ち放し+表面強化
	天井	直天
1,2階 トイレ	床	塗床
	壁	ケイカル板+塗装
	天井	化粧石膏ボード
2階 倉庫2	床	ビニル床シート
	壁	EP塗装
	天井	直天



1_08. ユニバーサルデザイン 1

1. 敷地出入口・駐車場・敷地内通路

- ・歩行者エリアと車両エリアを明確に分け、利用者の安全性を確保
- ・「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、敷地出入口から文化センターと触知案内板まで、視覚障がい者用誘導ブロックを敷設
- ・分かりやすい駐車場サイン
- ・「思いやり駐車場」を2台分設置

2. エレベーター (EV)・階段・スロープ

※京都府福祉のまちづくり条例等の主な基準に即した計画とします

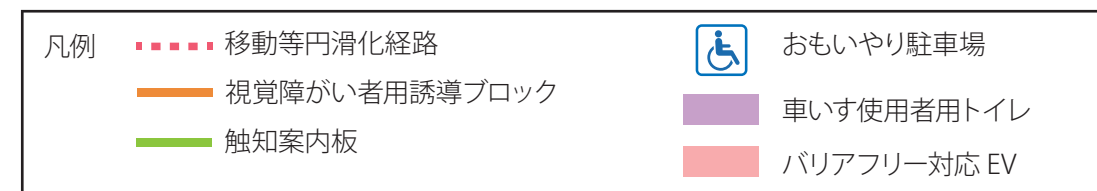
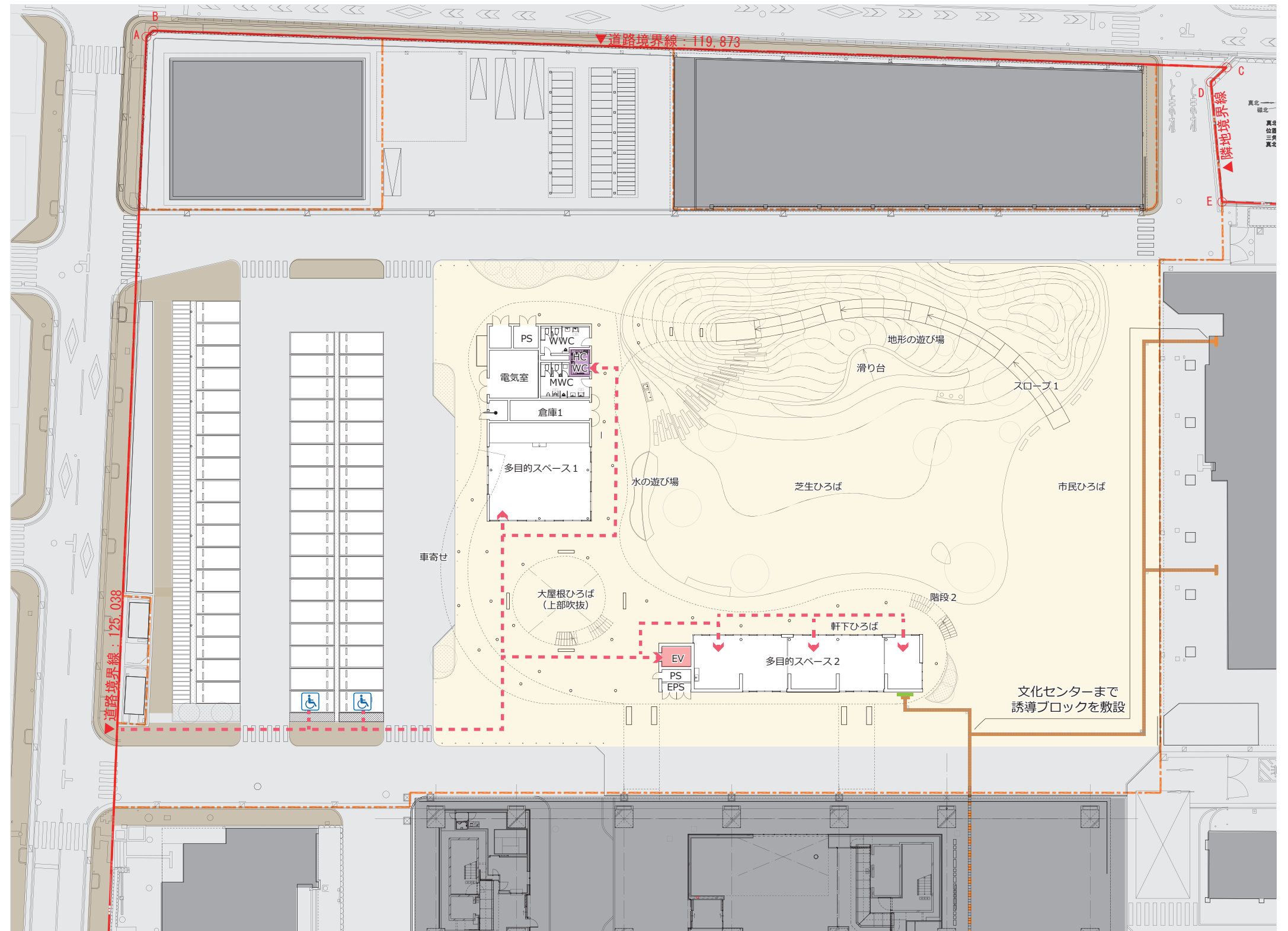
- ・バリアフリー対応 EV を広場の中心に設け、各所へのアクセスに配慮
- ・2,3 階への移動等円滑化経路 (バリアフリー経路) は、
- ・EV による経路
- ・EV かごの幅及び出入口幅：80cm 以上
- ・EV かごの奥行き：135cm 以上
- ・EV 昇降ロビーの有効幅及び奥行き：150cm 以上
- ・階段の幅：120cm 以上
- ・階段の蹴上：20cm 以下 踏面：24cm 以上
- ・スロープの幅：120cm 以上
- ・スロープの勾配：1/12 以下

3. トイレ

- ・車いす使用者用トイレを設置
- ・トイレの入口には、点字により視覚障がい者の方にも分かるトイレ内配置案内を設置
- ・車いす使用者用トイレ内にベビーチェア及びユニバーサルシート (大人も横になれるサイズの大型おむつ交換台・簡易ベッド) を設置
- ・床材は滑りにくく清掃のしやすい素材を選定
- ・手すりは左右両方に対応するよう両側に設置
- ・トイレ内には非常用呼び出しボタンを設置

4. サイン

- ・色彩やピクトグラム (絵ことば、図記号) を用い、初めて訪れる利用者にも分かりやすいサイン計画
- ・分かりやすい位置に全体案内図を設置
- ・デジタルサイネージを設置
- ・視覚障がい者に配慮した触知サインや点字サイン



配置図

Scale = 1/500

1_08. ユニバーサルデザイン 2

手摺

○転落防止手摺

- ・2,3階テラスの外縁に設置し、人の転落防止や物の落下防止に配慮します。
- ・高さは1,200mmとし、建築基準法の基準より100mm高い仕様とします。

○階段・スロープ用手摺

- ・基本的に両側に設置しバリアフリーに配慮します。
- ・高さ1,200mmの転落防止手摺と、高さ800mmの握り手摺で構成します。握り手摺は1段とし、京都府福祉のまちづくり条例を満たす仕様とします。

○スロープ用手摺(目隠し兼用)

- ・スロープ1の手摺は、芝生広場側からのアクセスも考慮し片側設置とします。
- ・広場側から環境業務課車庫への視線の抜けをある程度遮るために、手摺の外側にルーバーを一定ピッチで設置します。
- ・高さ1,200mmの転落防止手摺と、高さ800mmの握り手摺で構成します。

○ルーバーフェンス

- ・環境業務課車庫側への視線の抜けに配慮し、高さ1,200mmのルーバーを設置します。

○EVかご内手摺

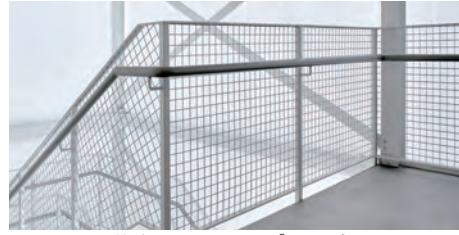
- ・EVかご内にステンレス製の手摺を設置します。

視覚障がい者誘導用ブロック

点状ブロックは、段や傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に設置し、京都府福祉のまちづくり条例を満たす仕様とします。



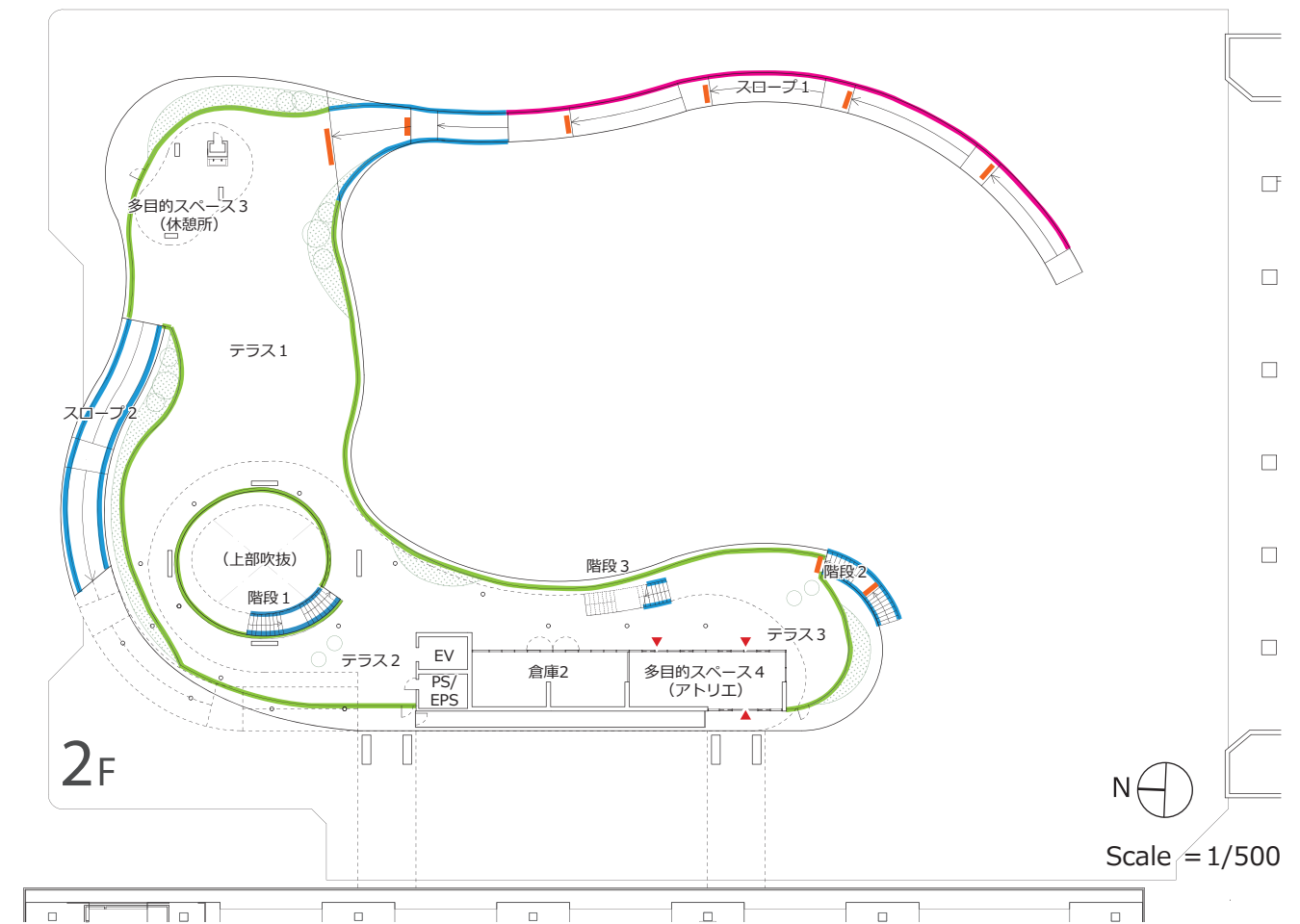
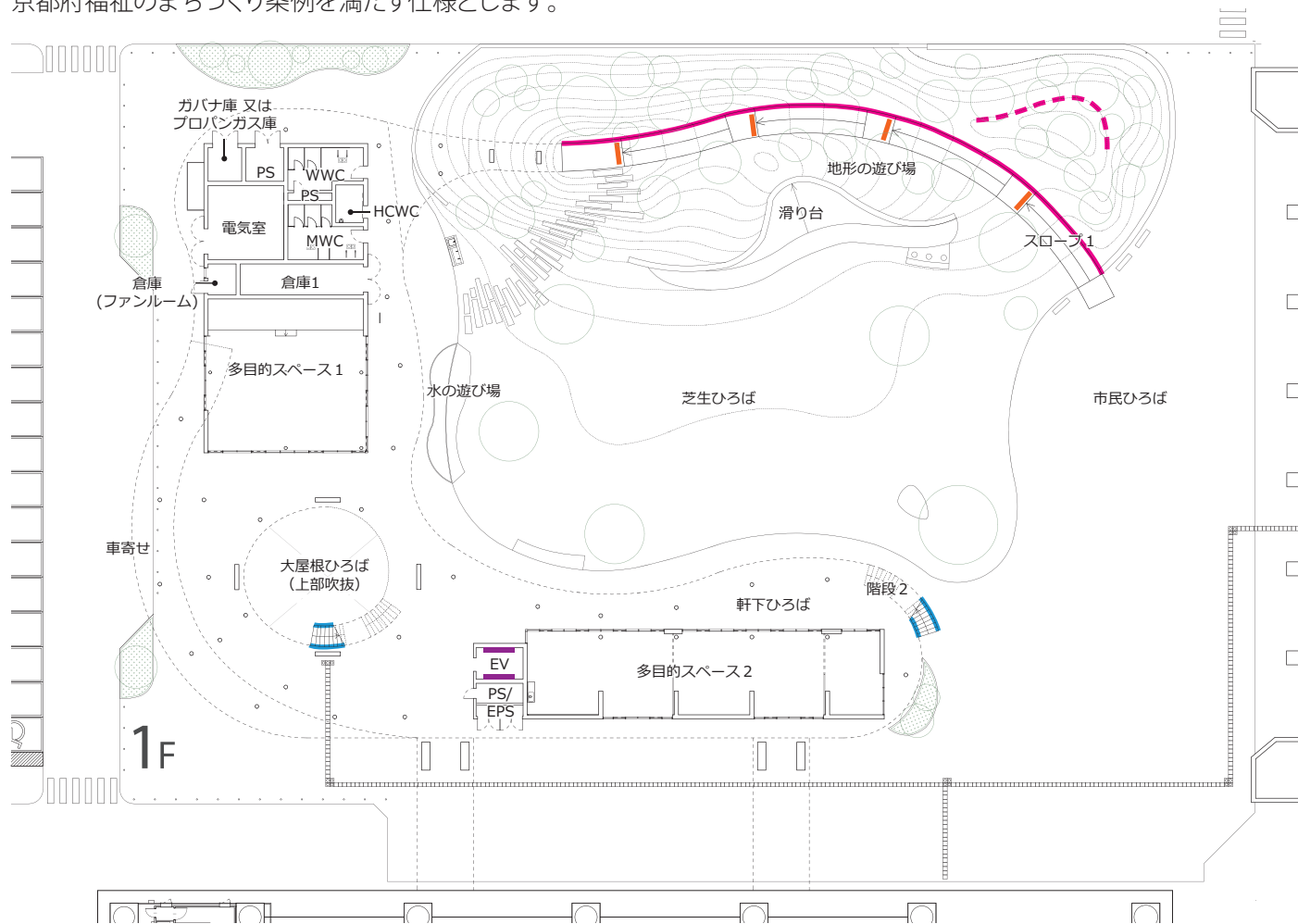
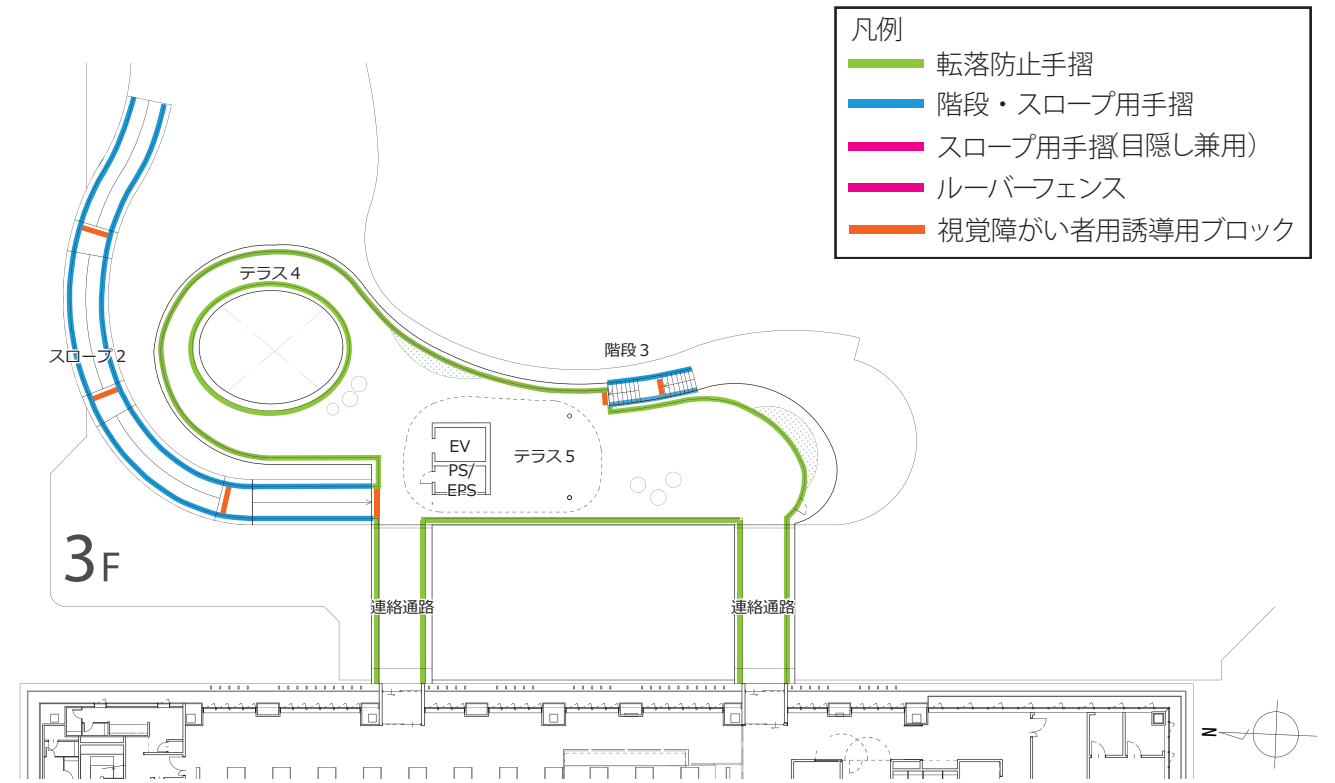
転落防止手摺 イメージ



階段・スロープ用手摺 イメージ



スロープ用手摺(目隠し兼用)



多様な市民活動を醸成し、自然を享受できる緑のテラス

1) 広場の活動を継承し醸成するテラス

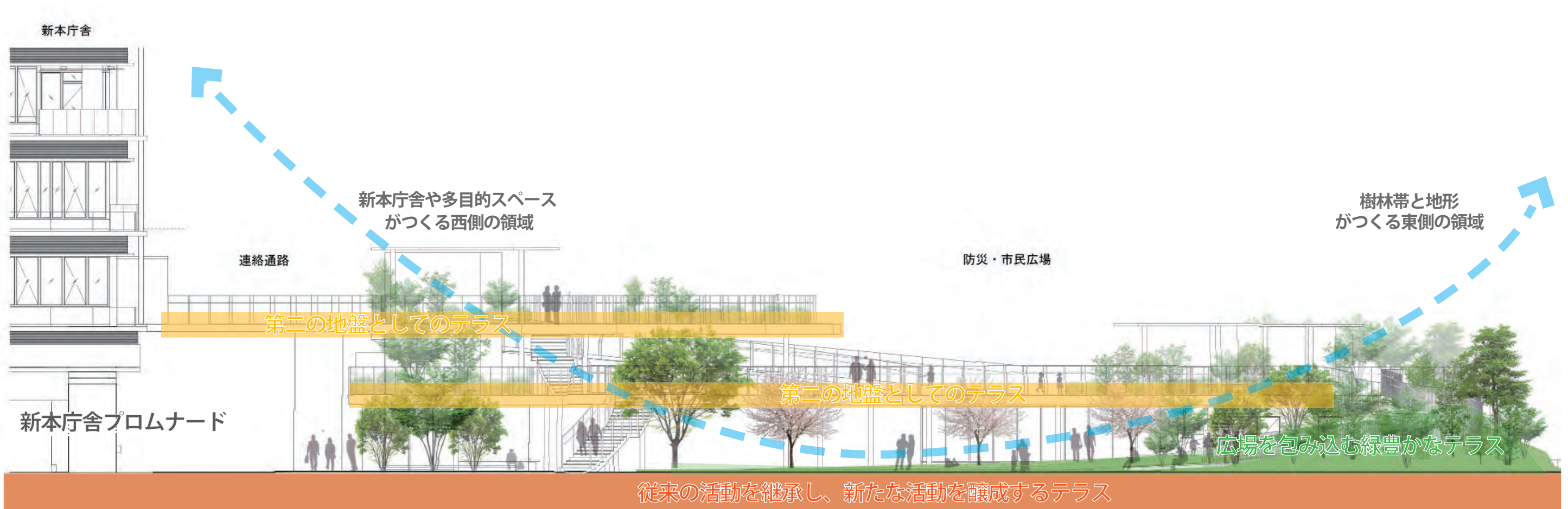
整備前の広場で行われていた地域のお祭りやイベント、防災啓蒙活動などが従来通り開催できるような空間として、新本庁舎のプロムナードとつながる舗装の広場を再構築します。屋外電源や夜間照明などの活動を支える新たな機能を追加し、にぎわいを演出する広場を目指します。

2) 第二の地盤としてのテラス

新本庁舎 2 階と繋がる第二の地盤として、新たな視点場や活動が生まれるテラスをつくります。グラウンドレベルの植栽が地続きにつながる地盤として、これまでの広場にはなかった新たな立体的な生態系を生み出します。

3) 広場を包み込む緑豊かなテラス

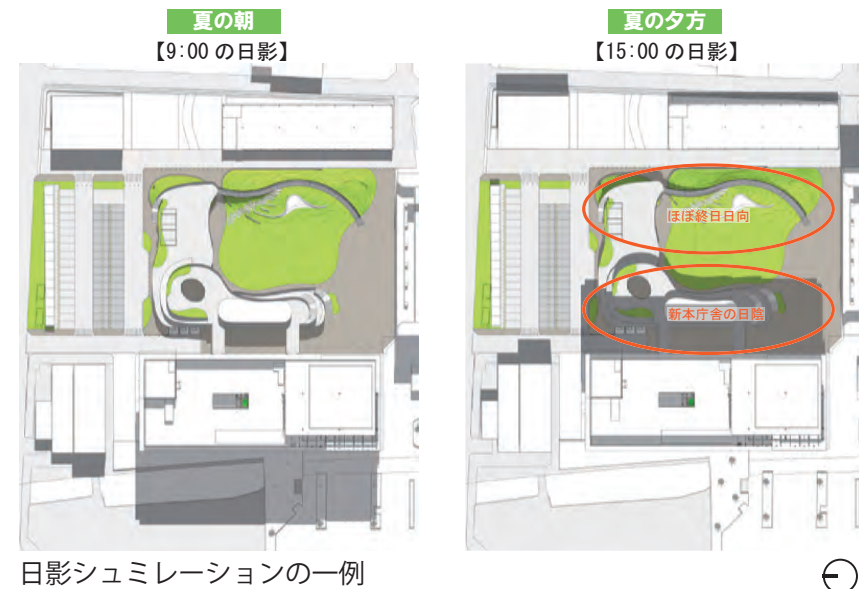
広場の新たなアイコンとなる大きな芝生ひろばと樹林帯を擁する地形によって緑豊かなテラスを形成します。西側の建築に対して東側の緑のプラットフォームとして、心地よい広場の領域を生み出します。



ランドスケープを構成する6つのデザインコード

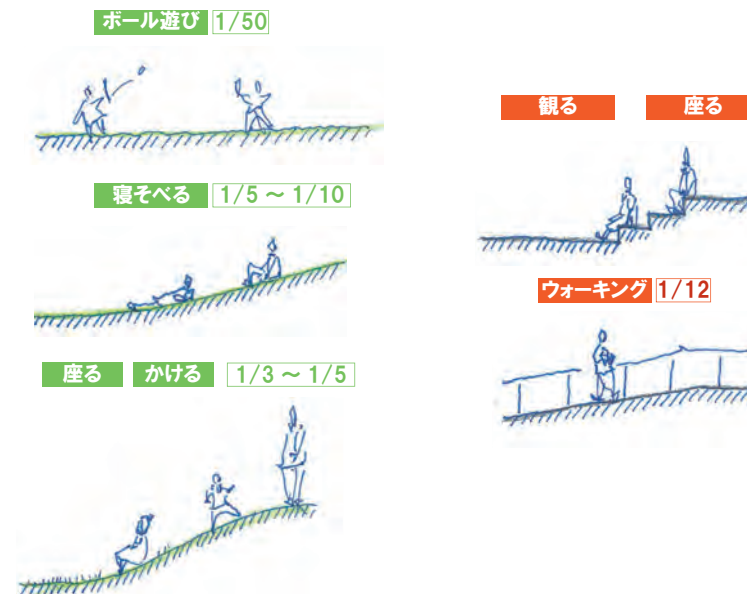
1) 気候や時間帯に合わせた居場所の選択性

季節・時間帯ごとの日影のシミュレーションを行い、居心地の良い場所の選択性を高める設えや植栽計画を行います。



2) 地形が生み出すアクティビティ

勾配や段差などの地形の変化によって、活動を誘発する舞台をつくります。



3) 多様なテクスチャーがつくる活動の舞台

テクスチャーの違いによって、日常・非日常のさまざまなシチュエーションにおける活動を支えます。



4) 固定と可動の仕掛けで生まれる使いこなし

テイクアウト・飲食販売などを行うキッチンカーの設置などを視野に入れた空間づくりを行います。また、柔軟に移動可能なファニチャーや遊具などの可動式のアタッチメントと固定で居場所を作るベンチ・遊具の棲み分けを行い、日常と非日常のモードチェンジを可能とします。



5) 樹木の密度による居場所の変化

樹木の密度の変化によって異なる居場所を形成します。芝生広場では樹木を疎に植えることで、軽運動やマルシェなどのイベントに対応できる空間とし、東側の地形のエリアでは樹木を密に植えることで、木陰での休憩・読書などのプライベートな活動を支える空間とします。



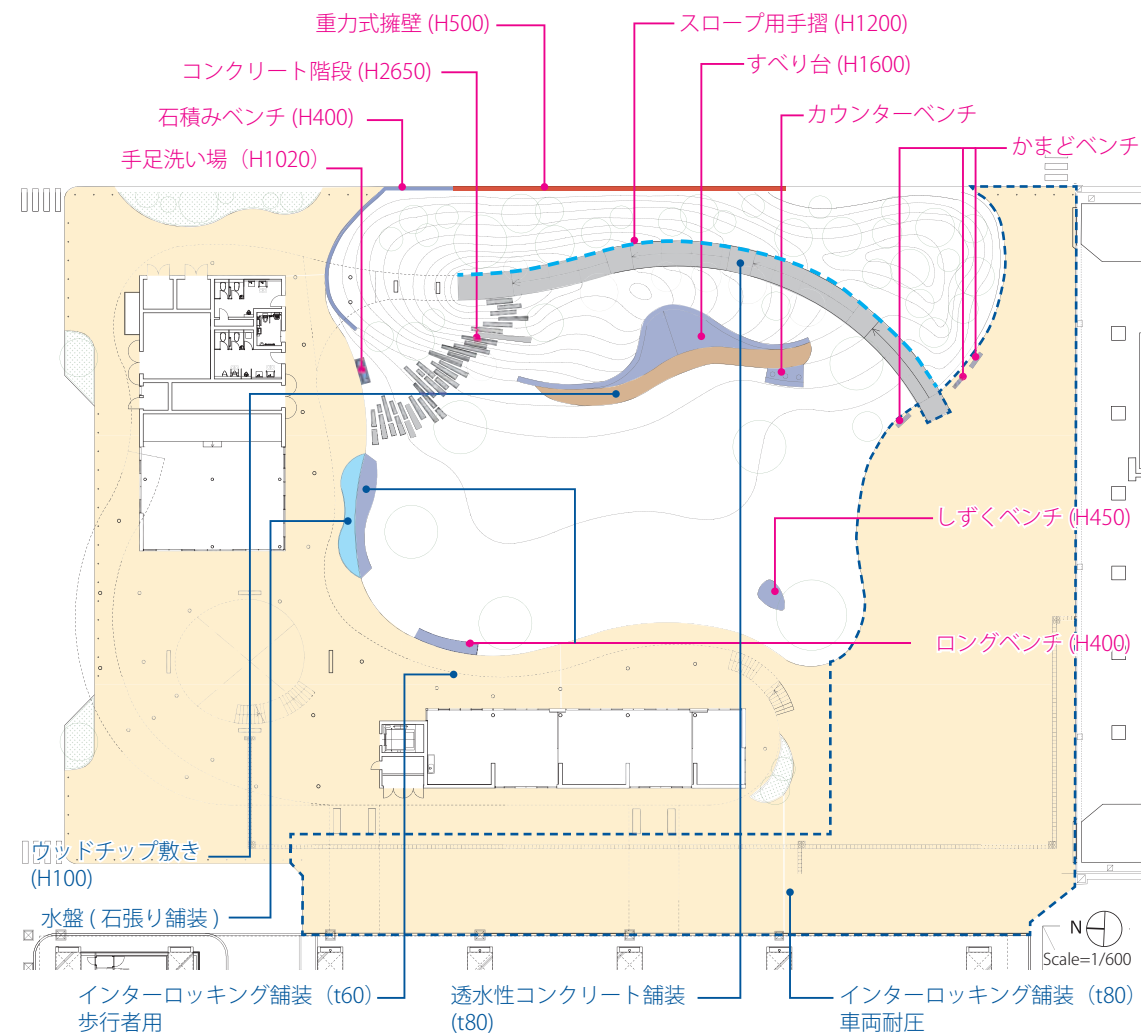
6) 土地のDNAを読み込む

八幡市の歴史や潜在的な土地の特性を植栽計画や施設計画の材料選別に反映し、八幡らしさを表現します。

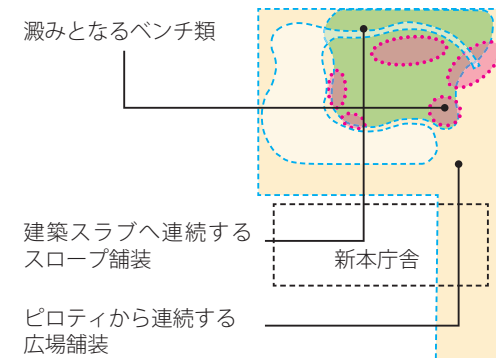


1_09. ランドスケープデザイン 4

舗装・施設計画



テクスチャーによる流れと澁み



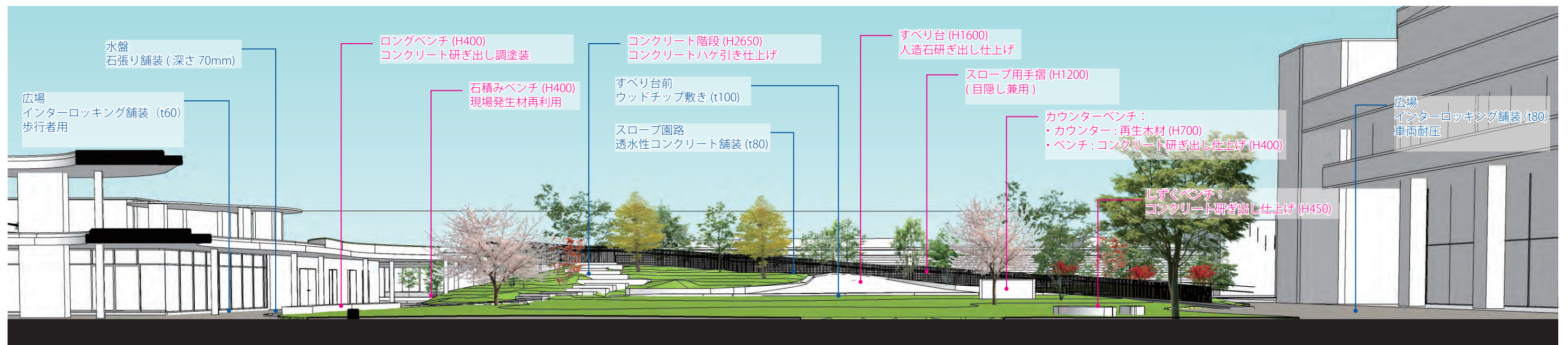
『澁み』をつくる施設

『流れ』を生み出すきっかけとなる『澁み』として、芝生ひろばの外周部にベンチや遊具などを設置します。三川合流地域という特性を、水の流れの中で洗われて角の取れた川砂利のような「やわらかいもの」としてモチーフ化し、丸みを帯びた形状や骨材の雰囲気を感じる研ぎ出し仕上げなどの有機的デザインで表現します。

『流れ』をつくる舗装

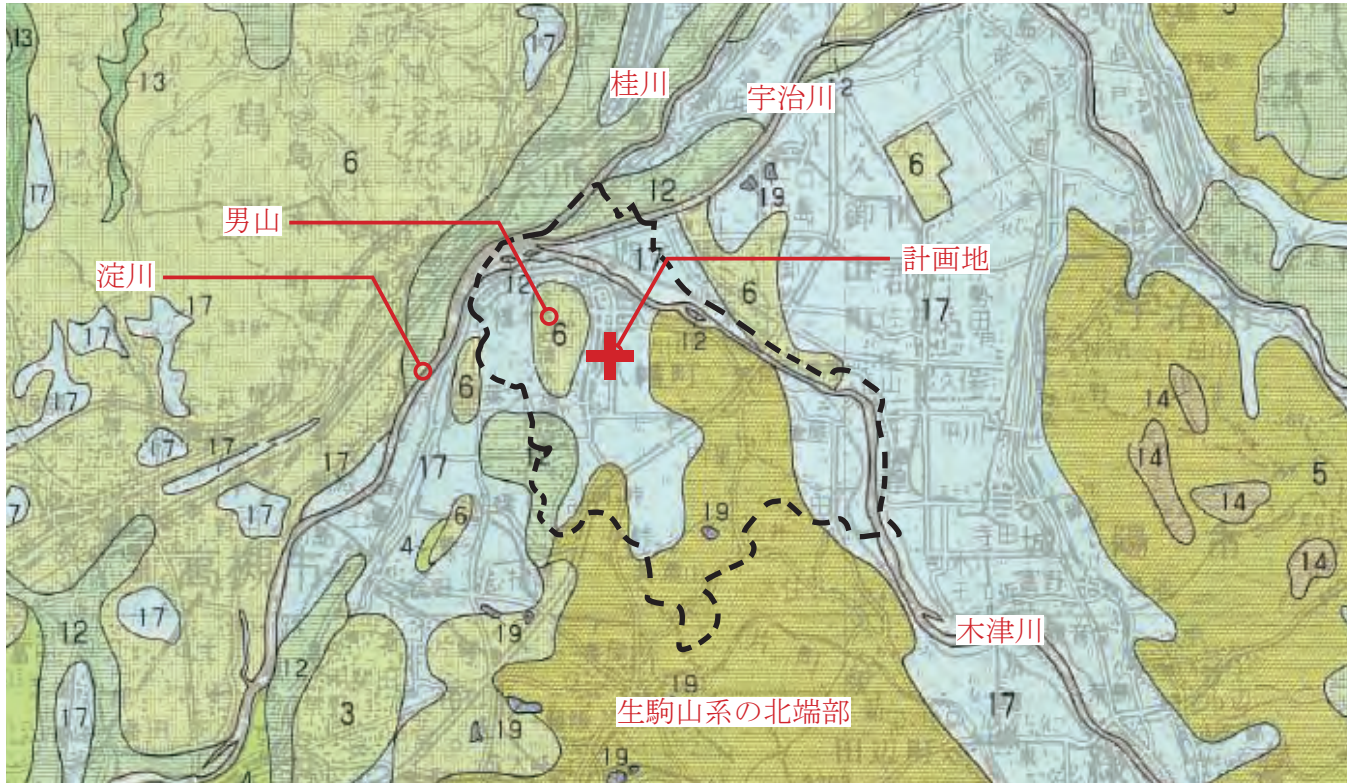
メインとなる舗装面は新本庁舎のピロティと同仕様のインターロッキングとし、連続する『やわたテラス』の領域を形成します。スロープは、建築のコンクリートスラブに接続する連続素材としてコンクリート系の材料を使用します。

すべり台の降り口付近は安全領域内となるため、柔らかい素材としてウッドチップ敷きを選定します。



八幡市の植生

1) 八幡市の潜在自然植生



引用：近畿潜在自然植生図（横浜国立大学環境科学研究センター植生学研究室）

生駒山系由来の常緑広葉樹林と河川沿いの落葉の河畔林が交わる 2つの特性を持つ潜在的な植生

生駒山系の北端部
市内南部の低丘陵地

- 5 サカキ - コジイ群集**
 - ・低丘陵地にみられる「コジイ」を優占種とした常緑広葉樹林
 - ・植生分布
 - 識別種：コジイ、サカキ、カナメモチ、シャシャンボ、クロバイ、ソヨゴ、アセビ、シキミ
 - 高木層：アラカシ、モチノキ、クロガネモチ、ヤマモモ
 - 林床：ヤブコウジ、マンリョウ、シュンラン
 - 草本層：ベニシダ、ヤブコウジ、テイカカズラ、ジャノヒゲ、マルバベニシダ

男山の植生

- 6 ヤブコウジ - スダジイ群集**
 - ・乾燥した丘陵地や低山地にみられる「スダジイ」を優占種とした常緑広葉樹林
 - ・植生分布
 - 高木層：スダジイ、タブノキ、アカガシ、ウラジロガシ
 - 亜高木層：ヤブツバキ、モチノキ、アラカシ、ヤブニッケイ
 - 低木層：ヒサカキ、シロダモ、アオキ、ヤツデ
 - 草本層：テイカカズラ、ジャノヒゲ、キツタ、ベニシダ、イタビカズラ

市内河川沿いの植生

- 12 エノキ - ムクノキ群落**
 - ・沖積低地に発達する「エノキ」、「ムクノキ」、「ケヤキ」、「アキニレ」を優占種とした河畔林
 - ・植生分布
 - 高木層：エノキ、ムクノキ、ケヤキ、アキニレ
 - 亜高木層：ハチク、マダケ、メダケなどの竹類
 - 林床：キチジョウソウ、シャガ、ミョウガ、ヤブミョウガ

市内中心部の植生

- 17 ハンノキ群落**
 - ・低沖積地に発達する「ハンノキ」を優占種とした湿地林
 - ・植生分布
 - 高木層：ハンノキ
 - 低木層：イボタノキ、ウメモドキ、クロウメモドキ
 - 草本層：カサスゲ、ゴオソ、ヨシ、ミゾソバ、ツボスミレ

潜在自然植生：一切の人間の干渉を停止したと仮定したときに現状の立地気候が支持し得る植生のこと。
神社の境内にある森林や屋敷林などに多くみられる。

2) 八幡市の「花」、「木」、「花木」

市の花 さつき 市の木 くすのき 市の花木 つばき



引用：八幡市HP

人の営みの中で生まれた
八幡市を特徴づける花の風景

3) 八幡市の桜の名所

石清水八幡宮 背割堤



植栽のゾーニング

【維持管理の考え方】

- ・芝生ひろば
- ・スプリンクラーによる自動灌水
- ・その他
- 散水栓を使用した手撒き
- (水やり用、床材清掃用として、各階に散水栓を設置)

A. 「緑の受けとなる樹林帯」

- ・常緑樹を中心とし、部分的に落葉樹を混ぜた中高木の樹林帯
- ・樹木の下部には部分的に低木・地被類を植栽

想定樹種

- ・中高木: ソヨゴ、アラカシ、シラカシ、ヤブツバキ、モチノキ、ヤマボウシ、エノキ、ケヤキ
- ・低木地被: ジャノヒゲ、ヤマブキ、ヒイラギナンテン、アセビ、ヒメシャリンバイ、アベリア、イヌツゲ

B. 「明るく過ごしやすい空間をつくる木立」

- ・夏は日陰を落とし、冬は落葉し日射を遮らない落葉樹主体の木立
- ・目に入りやすいベンチ際等には花の咲く低木地被類を植栽

想定樹種

- ・中高木: エノキ、ケヤキ、アキニレ、カツラ、シラカシ
- ・低木地被: ヒイラギナンテン、ヒメシャリンバイ、ムクゲ、ヒラドツツジ

「サクラの小さな名所」

- ・背割堤を持つ八幡の地に新たなサクラの名所をつくる

想定樹種

- ・中高木: ジンダイアケボノ

「記憶を継承するシンボル」

- ・現プロムナードの位置にクスノキの木立があった旧庁舎の記憶を継承する
- ・年中緑かつ将来的に大きく成長するクスノキを植栽

「立体的な彩りの木立」

- ・1Fから3Fまでセットバックしながら連続する立体的な構成
- ・プロムナードの顔となる部分を彩る
- ・落葉樹を主体とした中高木を植栽
- ・花の咲く低木地被類により季節を演出

想定樹種

- ・中高木: ケヤキ
- ・低木地被: ヤブラン、キチジョウソウ、チナシ、ヒラドツツジ

「入口を彩る爽やかな木立」

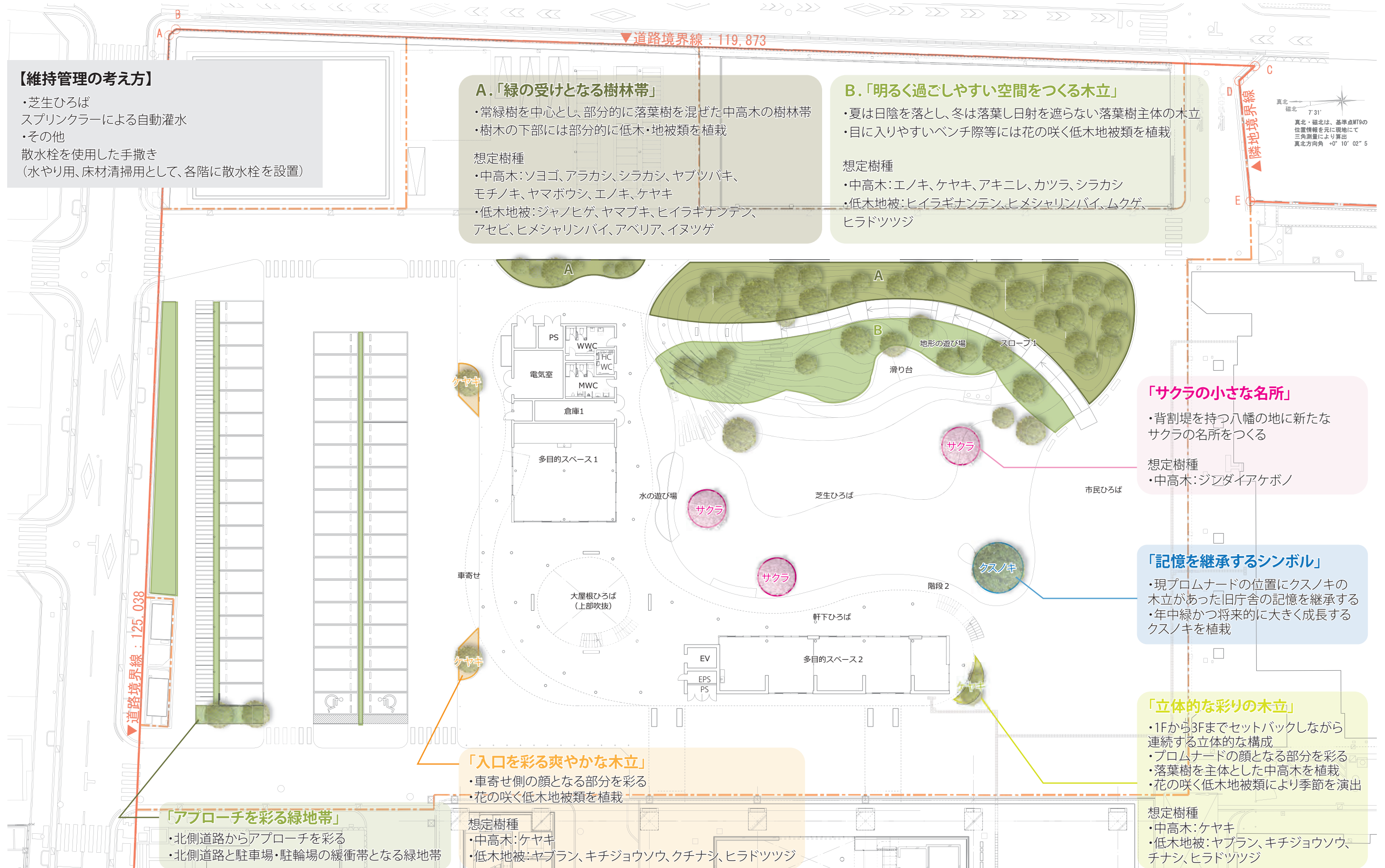
- ・車寄せ側の顔となる部分を彩る
- ・花の咲く低木地被類を植栽

想定樹種

- ・中高木: ケヤキ
- ・低木地被: ヤブラン、キチジョウソウ、クチナシ、ヒラドツツジ

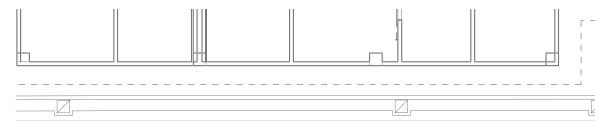
「アプローチを彩る緑地帯」

- ・北側道路からアプローチを彩る
- ・北側道路と駐車場・駐輪場の緩衝帯となる緑地帯



1_09. ランドスケープデザイン7

植栽のゾーニング



【維持管理の考え方】

- ・蛇籠プランター・植栽ポッド
- ・散水栓を使用した手撒き
- ・(水やり用、床材清掃用として、各階に散水栓を設置)

「フレキシブルなモバイルグリーン」

- ・キャスター付きの蛇籠プランターに可動式ベンチを組み合わせた、場所を限定しない植栽

想定樹種

- ・中低木: シラカシ、アラカシ、コナラ、イロハモミジ、ヤマザクラ、ニシキギ、シャリンバイ、ムラサキシキブ、ヒサカキ
- ・地被: ヤブラン、テイカカズラリュウノヒゲ、ジャノヒゲ



「入口を彩る下垂植物」

- ・車寄せ側の顔となる部分を彩る
- ・蛇籠プランターで構成
- ・常緑を中心としたつる植物

想定樹種

- ・ヘデラヘリックス、テイカカズラ、ツルニチソウ、ツルハナナス

「シェードガーデン」

- ・日陰に強い林床の植物やリーフプランツを取り入れた日陰の庭
- ・植栽ポッドで構成

想定樹種

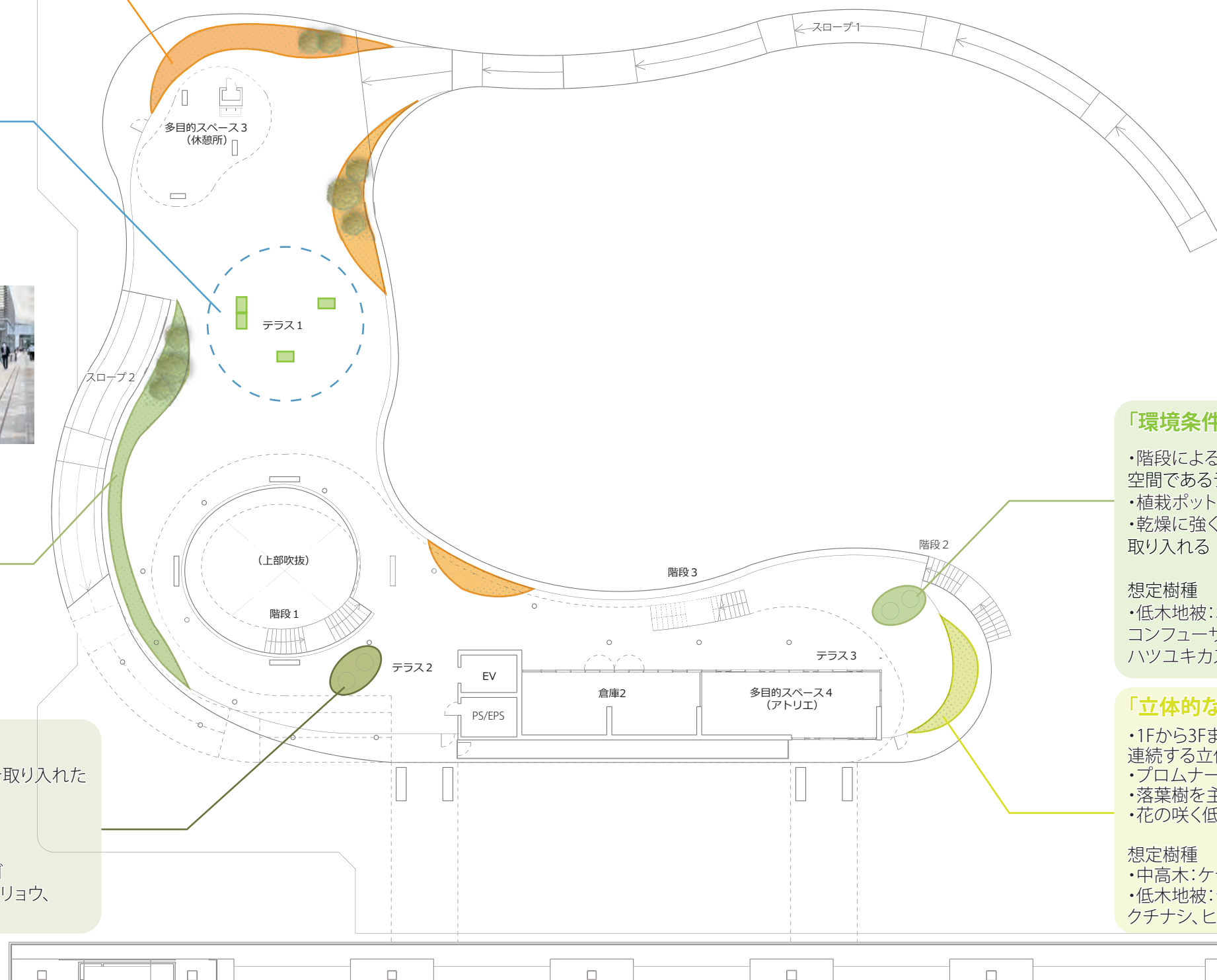
- ・中低木: ヤマブキ、ツバキ、ハイノキ、ソヨゴ
- ・地被: ジャノヒゲ、ベニシダ、ヒサカキ、マンリョウ、ギボウシ、ハラン、フッキソウ、アオキ

「芝生広場からつながる常落混合の木立」

- ・芝生広場から地形の遊び場へ盛り上がった緑地面が、2階レベルにもつながる
- ・常緑の中低木を中心に目に入りやすいテラス際には落葉樹を植栽
- ・蛇籠プランターで構成

想定樹種

- ・中低木: シラカシ、アラカシ、ケヤキ、ソヨゴ、アキニレ、エノキ、ヤマツバキ、ヤマボウシ、アオハダ
- ・地被: ヤブラン、ジャノヒゲ、ジャノヒゲ、ヤマブキ、ヒイラギナンテン、アセビ、ヒメシャリンバイ、アベリア、イヌツゲ



「環境条件を分ける植木」

- ・階段による動線部分と、奥まった滞留空間であるテラス3との領域を分ける
- ・植栽ポッドで構成
- ・乾燥に強く、年中緑のオリーブ等を取り入れる

想定樹種

- ・低木地被: オタフクナンテン、マホニア、コンフェーサ、ファイヤブラン、ハツユキカズラ、ローズマリー

「立体的な彩りの木立」

- ・1Fから3Fまでセットバックしながら連続する立体的な構成
- ・プロムナードの顔となる部分を彩る
- ・落葉樹を主体とした中高木を植栽
- ・花の咲く低木地被類により季節を演出

想定樹種

- ・中高木: ケヤキ
- ・低木地被: ヤブラン、キチジョウソウ、クチナシ、ヒラドツツジ

植栽のゾーニング

【維持管理の考え方】

・蛇籠プランター・植栽ポッド
散水栓を使用した手撒き
(水やり用、床材清掃用として、各階に散水栓を設置)



「香りの庭」

・地上部よりも風の影響がある上層階ならではの
花の香りを活かした樹種構成

想定樹種

・季節ごとの香りのする中低木
春:ジンチョウゲ、夏:クチナシ、
秋:キンモクセイ、冬:ロウバイ
・香りのする地被植物
ジャスミン、ラベンダー、ローズマリー、スイカズラ
・蛇籠プランター、植栽ポッドで構成
※直射日光の強い日は植栽ポッドを屋根の下に適宜移動

「環境条件を分ける植木」

・階段による動線部分と、奥まった滞留空間であるテラス5
との領域を分ける
・植栽ポッドで構成
・乾燥に強く、年中緑のオリーブ等を取り入れる

想定樹種

・低木地被:オタフクナンテン、マホニアコンフューサ、
フィリヤブラン、ハツユキカズラ、ローズマリー

「立体的な彩りの木立」

・1Fから3Fまでセットバックしながら
連続する立体的な構成
・プロムナードの顔となる部分を彩る
・落葉樹を主体とした中高木を植栽
・花の咲く低木地被類により季節を演出

想定樹種

・中高木:ケヤキ
・低木地被:ヤブラン、キチジョウソウ、
チナシ、ヒラドツツジ

1_10. 照明計画 1

基本的な考え方

- ・階段、スロープ、手摺等の建築構造物や、植栽等のランドスケープを利用して、建築・外構に溶け込む一体的な照明計画を行います。
- ・流れとたまりの空間を中心に照明を配置し、動線や居場所が分かりやすいように計画します。
- ・駐車場および駐輪場にはポール照明を一定間隔で配置します。
- ・旧別館跡地はバイク駐輪場・駐輪場のサイクルポートに照明を設置し、安全性に配慮します。

【イメージ】



ポール照明 A

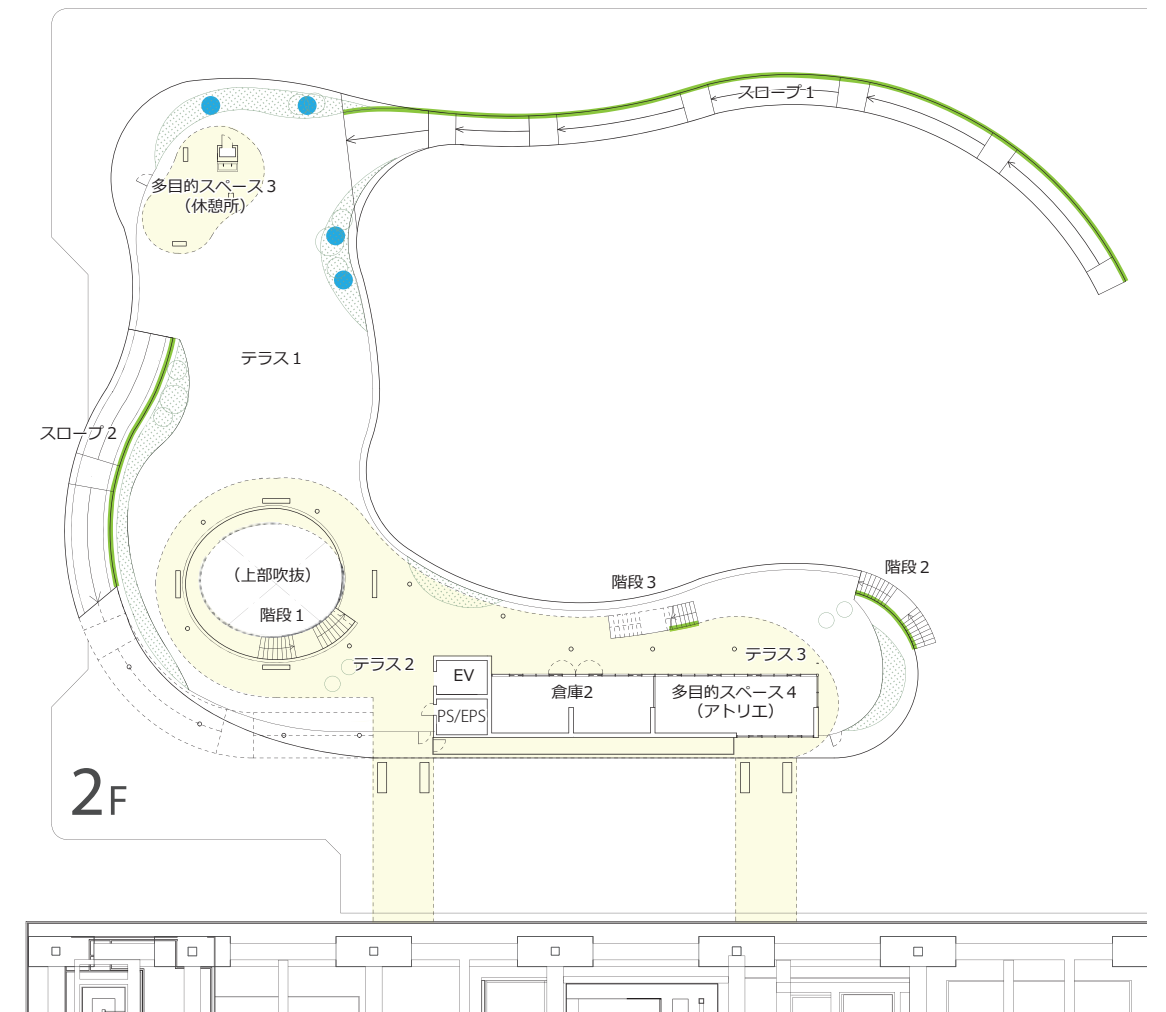
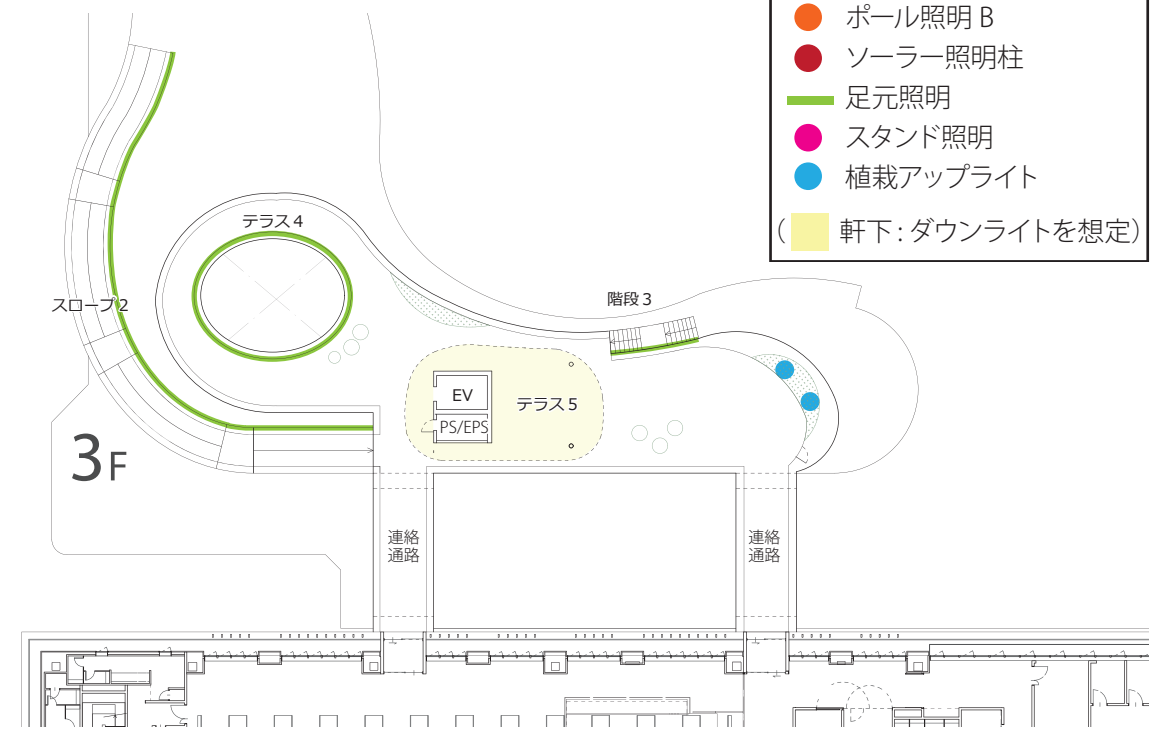
ポール照明 B

足元照明

スタンド照明

植栽アップライト

- 凡例
- ポール照明 A (駐車場用)
 - ポール照明 B
 - ソーラー照明柱
 - 足元照明
 - スタンド照明
 - 植栽アップライト
 - 軒下: ダウンライトを想定



Scale = 1/500

1_10. 照明計画 2

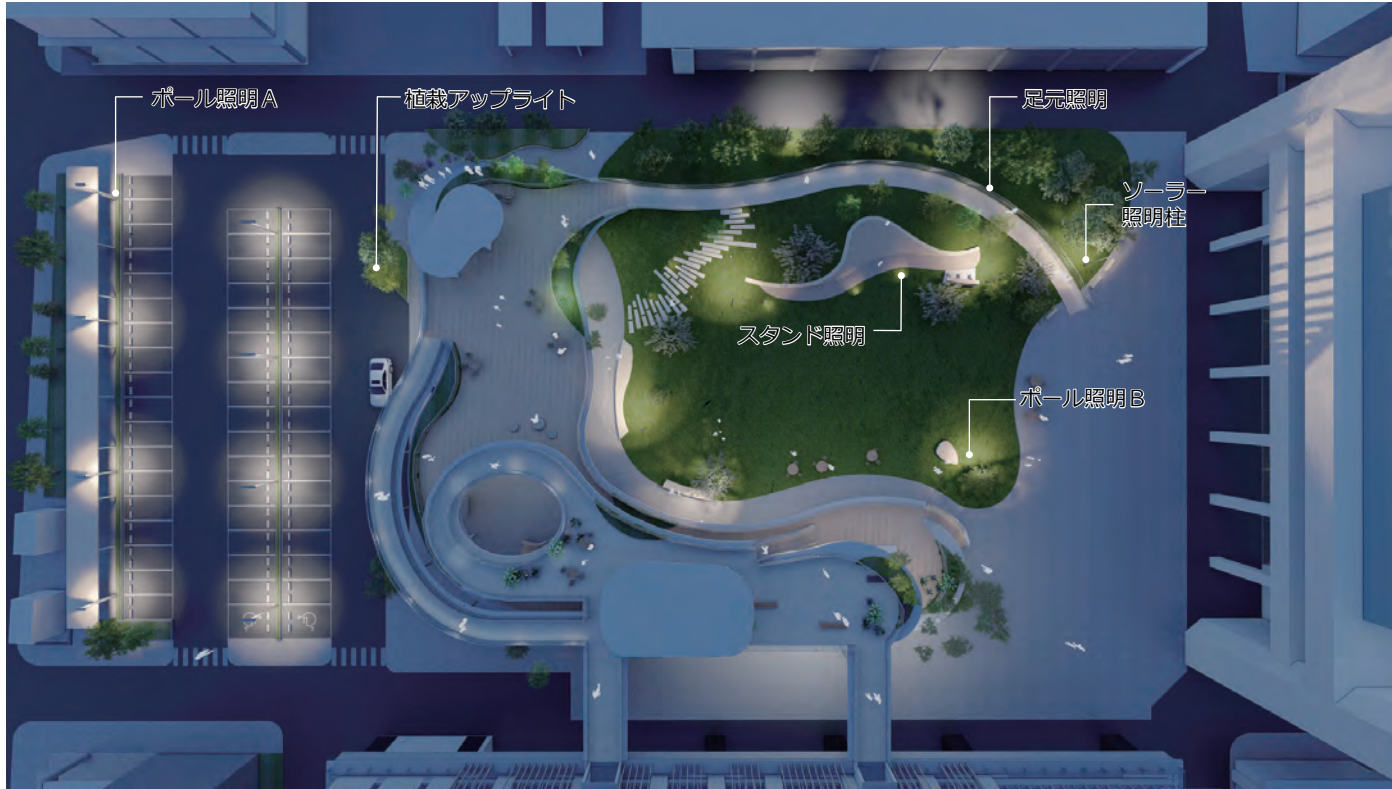
【広場施設前：日没後】

●流れ

足元照明によりスロープや階段による動線を照らし、安全性に配慮するとともに建築とランドスケープの繋がりを視覚的に表現します

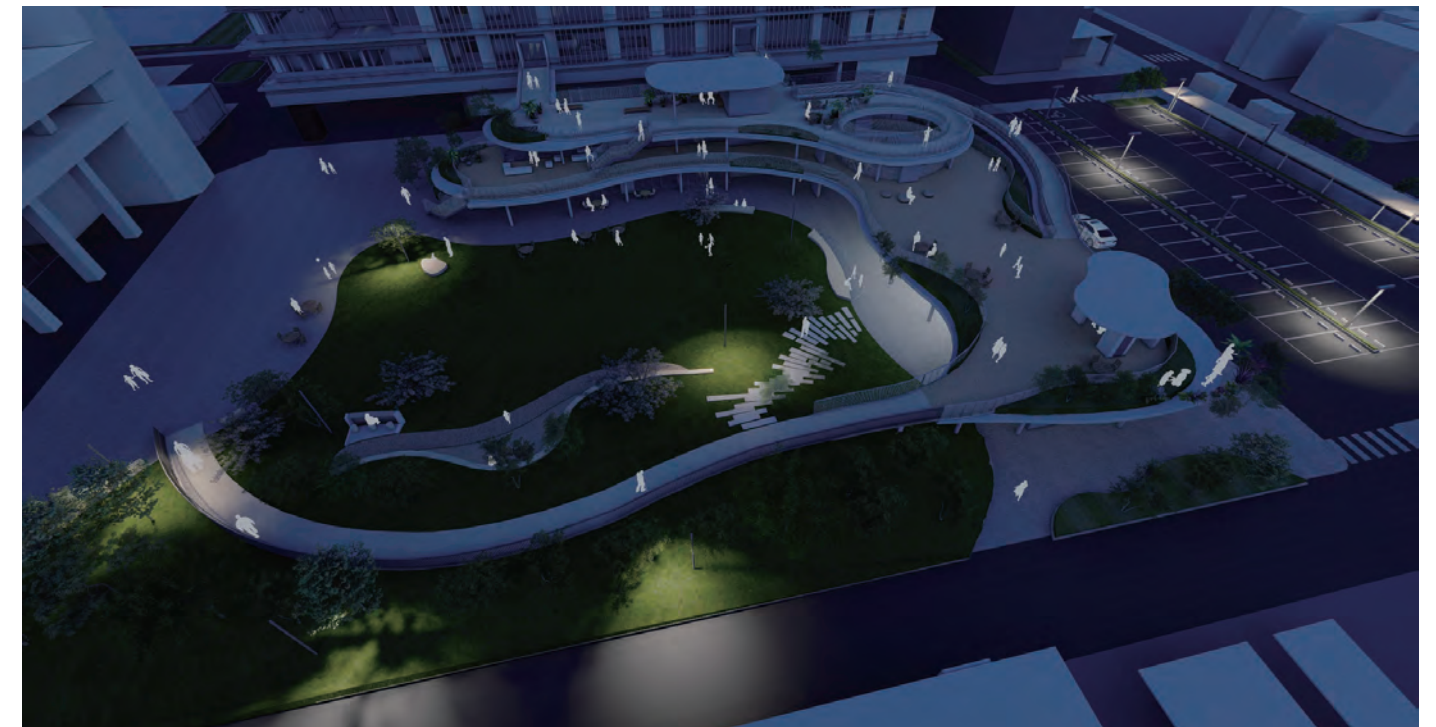
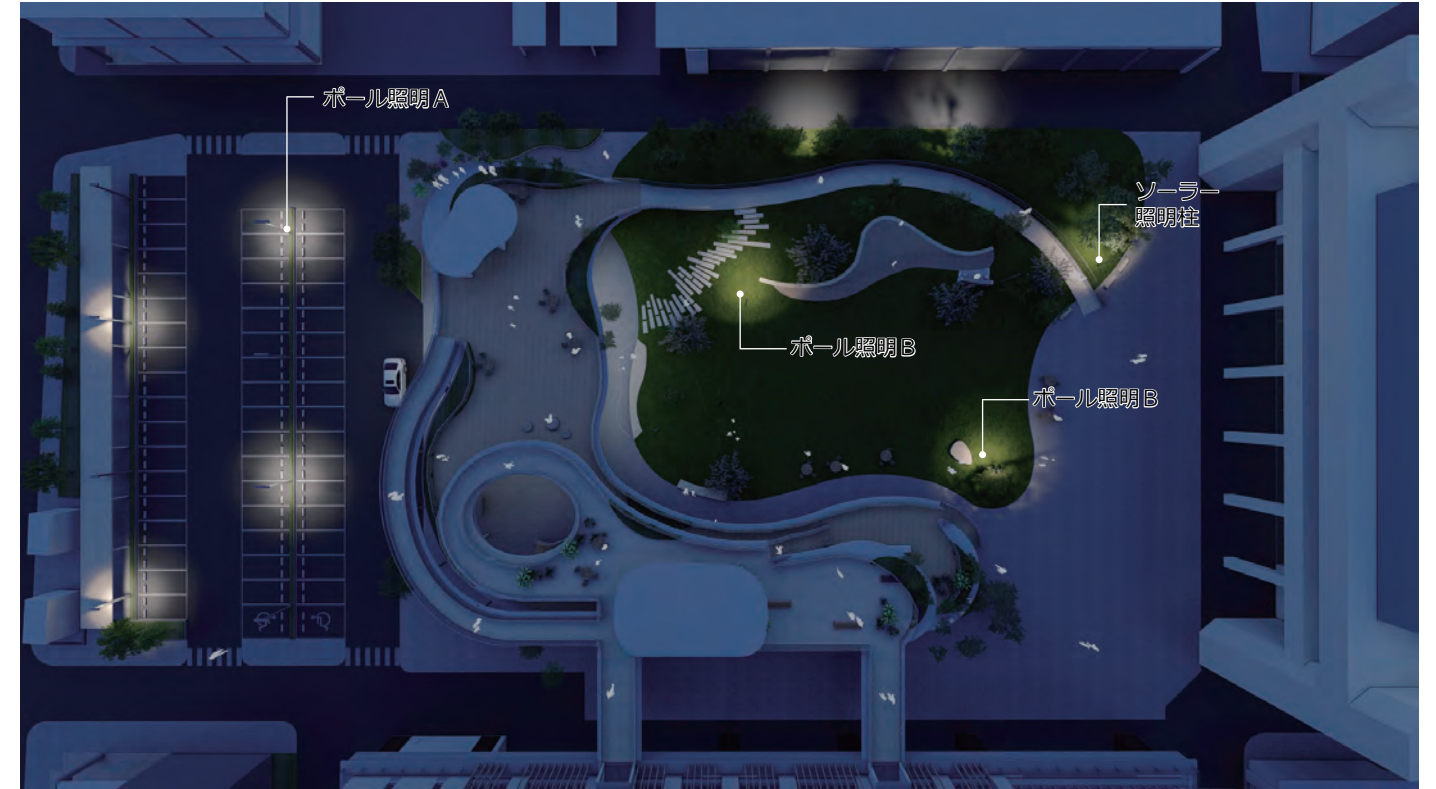
●たまり

ベンチやカウンター廻りを中心にポール照明で照らし、夕方や夜間においても居場所となるように計画します



【広場施設後】

- ・主に文化センターとの往来を想定し、安全面に配慮した最小限の照明計画を行います
- ・ポール照明を中心にベースライトとして点灯します



※駐車場について、駐車場管理システムに伴う照度は見込んでいません。

2_構造計画

-YAWATA CITY DISASTER PREVENTION AND CIVIC PLAZA PROJECT-

2_01. 構造計画概要 1

1. 構造計画の基本方針

本建物の構造計画及び構造形式の選定は、市庁舎の持つ公共性及び災害時の応急避難場所としての機能性を考慮するものとします。また、設計条件に適合する安全性を確保すると共に、耐久性、施工性及び経済性を十分に考慮して計画を行います。

①フレキシビリティの確保

各室における多用途の空間構成に対応し、耐震性を確保しつつフレキシビリティの高い計画とする。

②施工性と経済性の確保

工法や材料の選定にあたっては、施工性や工期短縮に十分配慮した計画とし、仮設費の削減等、経済的にバランスのとれた計画とする。

③環境への配慮

建設現場で発生する型枠の低減や建設廃材を削減する等の環境に配慮した計画とする。

④地域の特性を考慮した計画

建設地の液状化の有無や地盤特性を把握し、必要に応じて安全対策を講じた基礎構造とする。

2. 耐震安全性の目標

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（令和3年版）を参考とし、「Ⅰ類」とします。大地震後構造体の補修をすることなく建築物を使用出来ることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとします。重要度係数の考慮としては、計算ルート1における壁量・柱量について建築基準法・同施工令に定める値に対して1.5倍を確保するものとします。

表 2-1 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類の外部及び特定室*	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類及びA類の一般室	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

* 特定室：活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。

表 2-2 対象施設と耐震安全性の分類

対象施設	耐震安全性の分類		
	構造体	建築非構造部材	建築設備
(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設(災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下(2)から(11)において同じ。)	Ⅰ類	A類	甲類
(2) 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関(以下「指定地方行政機関」という。)であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある(2)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4) (2)及び(3)に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(5) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(6) 病院であって、(5)に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(7) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	A類	乙類
(8) 学校、研修施設等であって、(7)に掲げるもの以外の官庁施設((4)に掲げる警察大学校等を除く。)	Ⅱ類	B類	乙類
(9) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設並びにこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A類	甲類
(11) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A類	甲類
(12) (1)から(11)に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B類	乙類

3. 耐久性能の目標

構造体の総合的な耐久性は、JASS5（建築工事標準仕様書・鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）2022年版）により計画供用期間の級に基づき定めるものとします。一般的な劣化作用に対して計画供用期間中は、構造体に鉄筋腐食、コンクリートの重大な劣化が生じないものとします。

建物の機能に応じて計画供用期間の級は「標準」とし、計画供用期間は「65年」、コンクリートの耐久設計基準強度を「24N/mm²」以上とします。最終的なコンクリートの強度については、耐力上必要な強度と耐久性上必要な強度の大きい方を採用します。

表 2-3 計画供用期間とコンクリート強度

計画供用期間の級	計画供用期間	耐久設計基準強度[N/mm ²]
短期	30年	18
標準	65年	24
長期	100年	30
超長期	100年超	36

2_01. 構造計画概要 2

1. 地盤の概要

計画地は、京都府八幡市八幡園内、高畑地内にあり、京阪本線「石清水八幡宮駅」より南東へ約 1.1km に位置します。

計画地付近の地形は、京都盆地の南部に相当する低地部となります。京都盆地の南部は、木津川や宇治川、桂川などの諸河川が合流する付近であり、合流した河川は天王山と男山丘陵の間の狭隘部を流下するため、洪水の度に河川が氾濫を繰り返していた地域となります。

地層構成は、表層付近に沖積層が 14~16m 程度分布し、緩い砂質土や軟弱な粘性土より構成されています。その下位には洪積層である段丘堆積層や大阪層群が分布し、段丘堆積層は砂・礫質土、大阪層群は礫質土、砂質土、粘性土、火山灰層などから構成され、堆積年代が古く安定した地層であることから、砂・礫質土は建築物の支持層として広く利用されています。

液状化の検討については、水位以深の GL-20m 以浅沖積砂質土層及び N 値の低い砂礫層において、中小地震 (200cm/s²) 及び大地震時 (350cm/s²) において一部液状化の恐れがありますが、液状化の程度を示す Dcy 値は大地震時においても 5.0 以下で軽微の判定となっています。

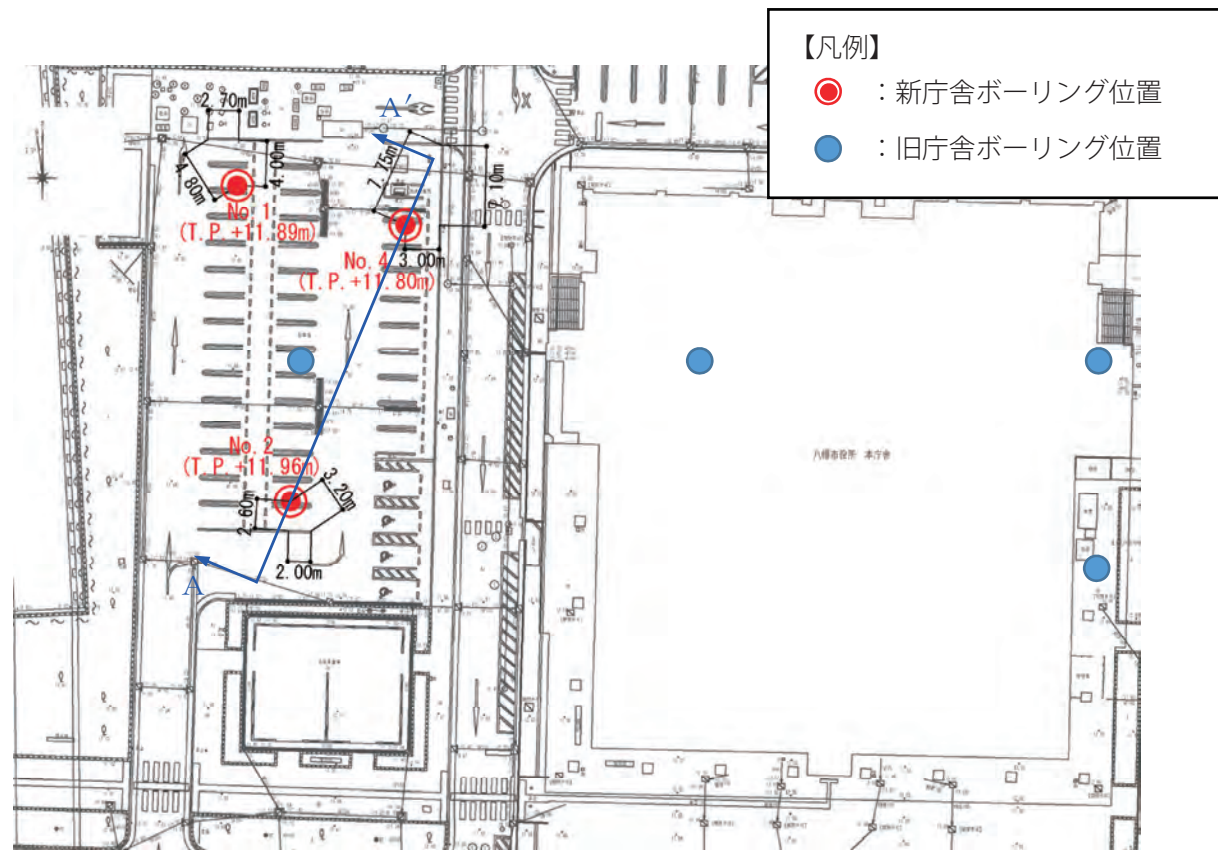


図 2-1 計画地内のボーリング位置 (新庁舎、旧庁舎)

2. 基礎工法の選定

計画建物の柱直下に作用する軸力は、RC 造 3 階建てで約 2,000 kN 程度と想定されます。直接基礎とした場合、表層部分から GL-10m 程度までは N 値が比較的小さく、旧日本庁舎の範囲については残置する基礎躯体があり、安全性の担保を考慮すると先行掘削により旧日本庁舎の基礎躯体を貫通し、旧日本庁舎の基礎躯体レベル以深で建物を支持する必要があります。また、柱状改良とした場合には旧日本庁舎の基礎躯体を貫通する範囲が多くなるため、施工性を考慮し貫通部の面積を最小限に抑える目的で杭基礎として計画します。

計画地内の地質調査結果 (八幡市新庁舎及び敷地環境整備に係る基本設計業務のうち地盤調査業務報告書/平成 30 年 11 月) より約 GL-17m で確認されている洪積層の第一砂・礫質土層 (Dsg1) を支持層と想定します。

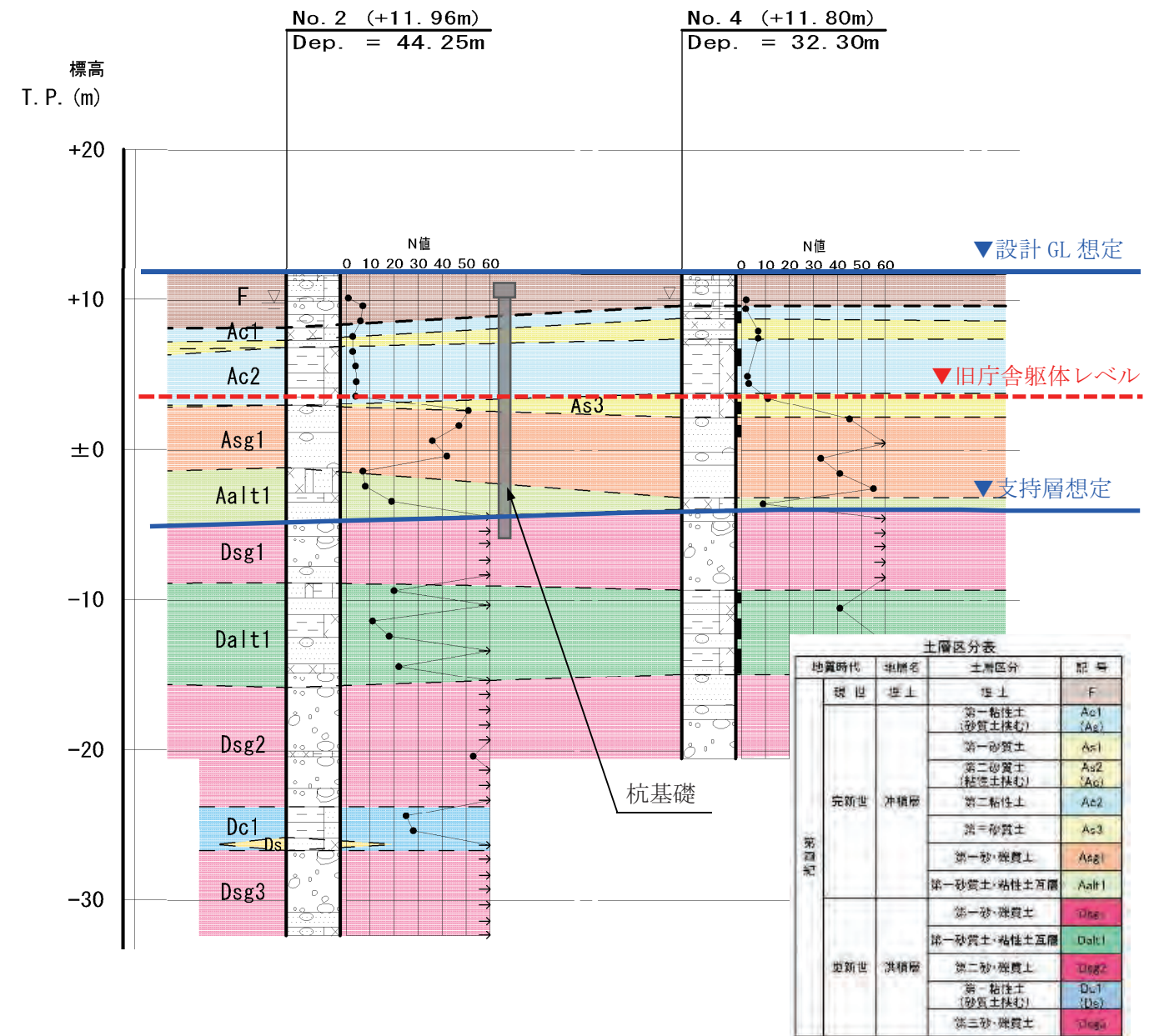


図 2-2 地層断面図 (A-A') および杭姿図

2_01. 構造計画概要 3

1. 上部構造の計画概要

本建物は、新本庁舎の2階にブリッジで接続し、隣接する防災・市民広場となります。防災・市民広場として地震時においても高い耐震安全性を確保すると共に、市民が利用しやすいスペースとしてフレキシビリティに配慮した計画とします。

構造種別は、防災広場として剛性・耐力を確保するために「鉄筋コンクリート造 (RC造)」とします。RCスラブを鉛直支持するために柱は「鉄骨造 (S造)」とし円形の鋼管柱とすることで軽い印象を持たせる計画とします。

架構形式は、X方向Y方向ともに耐震壁を設けることで建物の剛性を高め、耐震安全性を確保する「耐震壁付きラーメン構造」とします。

本建物は新本庁舎の2階にアクセスする計画に伴い、階高に制約が生じ1層 2.9~3.3mの階高となります。その制約された条件の中で空間を最大限確保するために、偏平梁で架構を構成し、ボイドスラブを用いることで小梁を設けない計画とします。

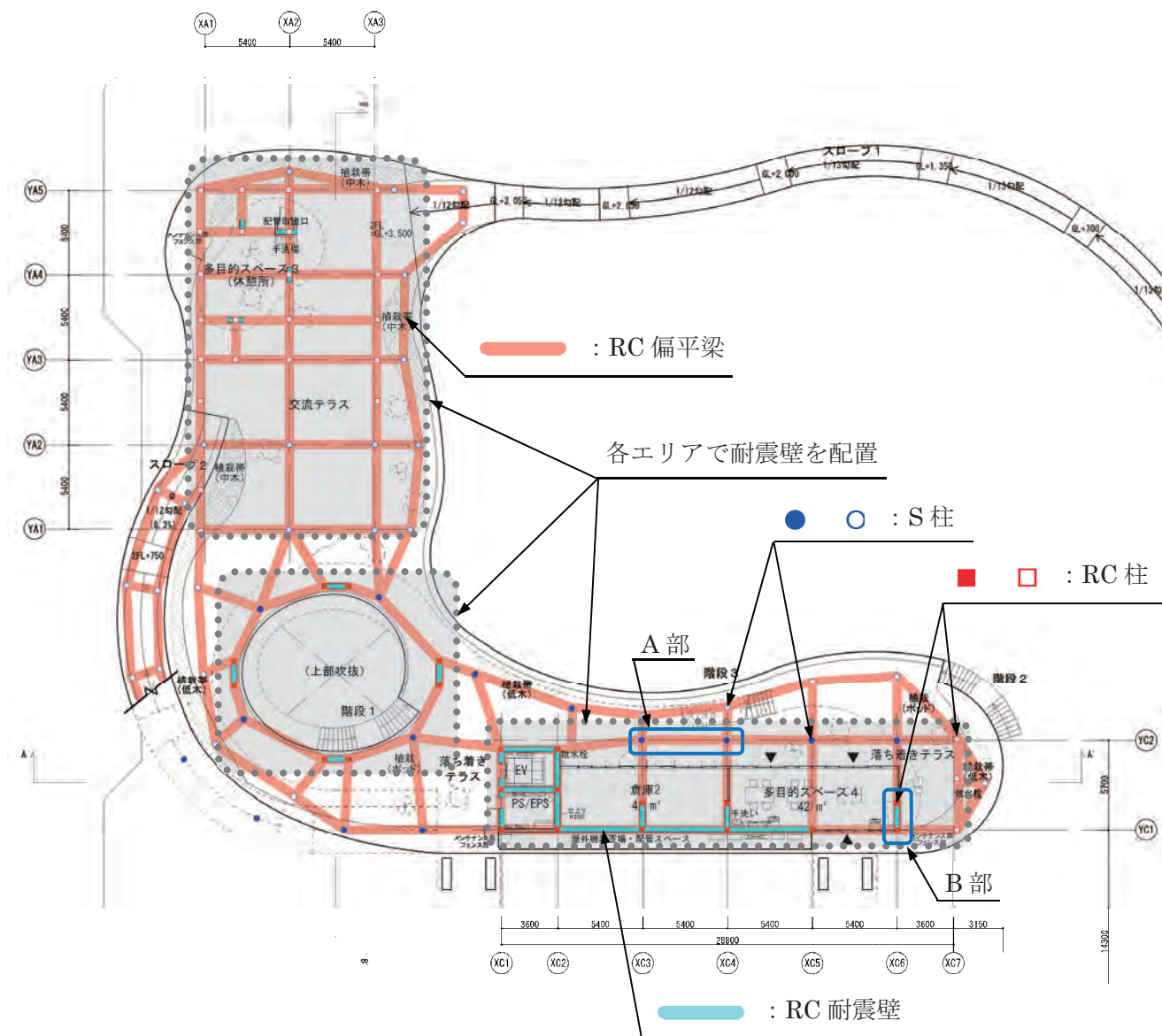


図 2-3 架構計画概要図 (2階)

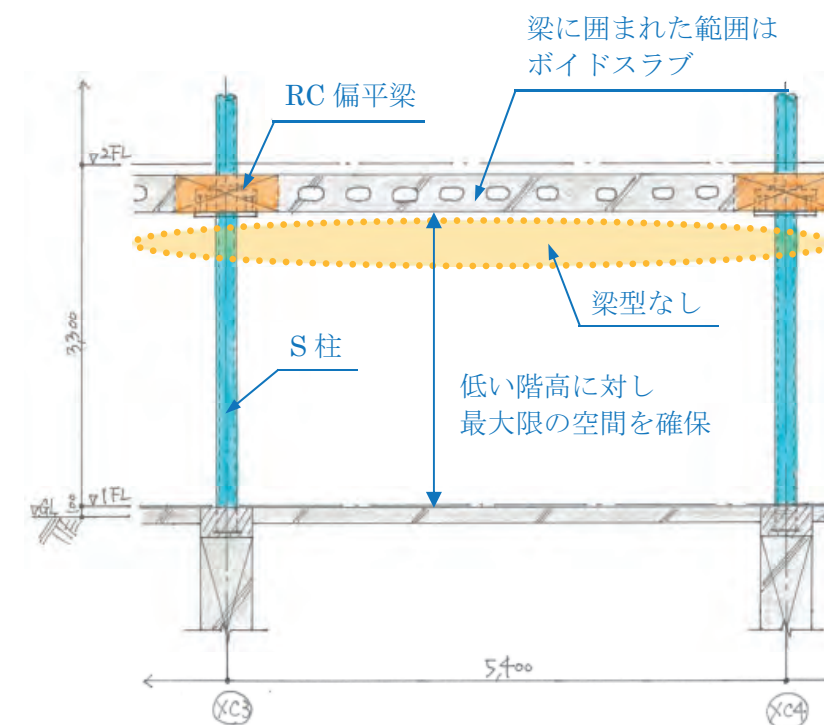


図 2-4 鉛直支持用 S 柱と RC 躯体との関係図 (A部)

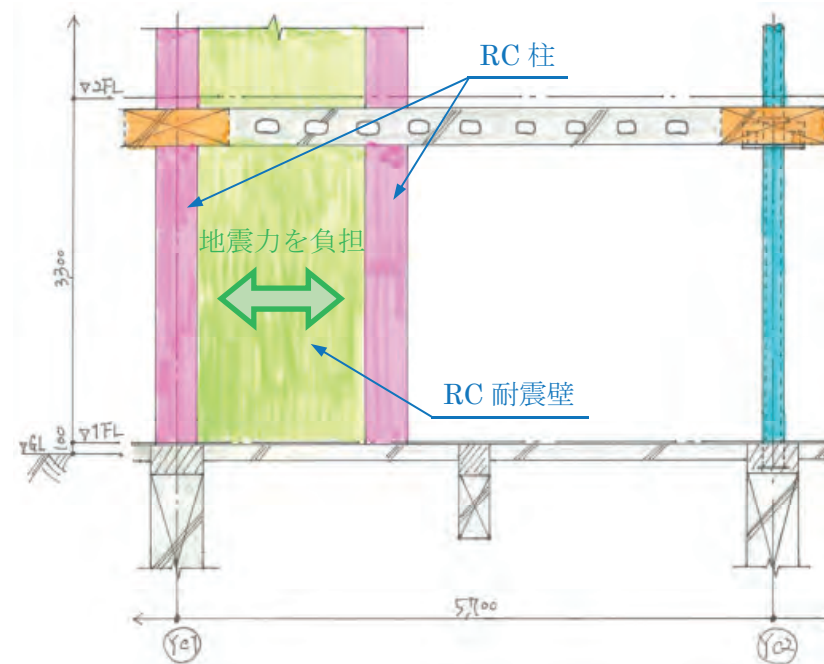


図 2-5 耐震要素の構成 (B部)

2_01. 構造計画概要 4

1. 使用材料

- ・コンクリート：Fc=24N/mm²～＊構造検討結果により決定
- ・鉄筋：SD390(D29以上)、SD345(D19～D25)、SD295(D10～D16)、KSS785
- ・鉄骨：SN490、BCR295、STKN490、SS400
- ・在来型枠

2. 設計荷重

① 積雪荷重

垂直積雪量は施行令第86条及び「京都府建築基準法施行細則第19条」による。

- ・垂直積雪量 30cm(0.3m)
- ・単位積雪量 20N/cm/m²
- ・積雪荷重=30×20=600N/m²

② 風荷重

風圧力の算定は施行令第87条および平成12年建設省告示第1454号により算定する。

- ・基準風速 V₀=32m/s 【(3)の区域：京都府】
- ・地表面粗度区分Ⅲ（海岸線より500m以上）

③ 設計用地震力

設計用地震力は、建築基準法・施行令に基づき算定する。また建築基準法施行令第88条による昭和55年建設省告示第1793号による地域係数（Z）を考慮する。

- ・地域係数 Z=1.0 【(1)の区域：京都府八幡市】
- ・重要度係数 I=1.50（Ⅰ類）
- ・一次設計 標準せん断力係数：C₀=0.20

→壁量・柱量を確保するルート1として設計するため、重要度係数の考慮については壁量・柱量を建築基準法の1.5倍確保する。

④ 設計用積載荷重

設計用積載荷重は、建築基準法施行令第85条及びに準拠して設定する。

なお、85条に記載のないものは、建築構造設計基準の資料(令和3年 国土交通大臣官房官庁営繕部営繕課)を参考とした。主要な各室の設計用積載荷重を表2-6に示す。

表 2-4 主要な各室の設計用積載荷重表 単位 (N/m²)

室名	床・小梁	大梁・柱	地震力	備考
屋根（非歩行）	980	600	400	建築構造設計基準の資料/国交省営繕課「屋上（通常人が使用しない場合）」
居室	1,800	1,300	600	建築基準法施行令第85条「居室」
テラス	3,500	3,200	2,100	建築基準法施行令第85条「集会場その他の場合」

表 2-5 建築基準法施行令第85条 積載荷重表

(積載荷重)

第85条 建築物の各部の積載荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる室の床の積載荷重については、それぞれ同表の(イ)、(ロ)又は(ハ)の欄に定める数値に床面積を乗じて計算することができる。

室の種類	構造計算の対象	(イ)	(ロ)	(ハ)
		床の構造計算をする場合(単位 1平方メートルにつきニュートン)	大はり、柱又は基礎の構造計算をする場合(単位 1平方メートルにつきニュートン)	地震力を計算する場合(単位 1平方メートルにつきニュートン)
(1)	住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室又は病室	1,800	1,300	600
(2)	事務室	2,900	1,800	800
(3)	教室	2,300	2,100	1,100
(4)	百貨店又は店舗の売場	2,900	2,400	1,300
(5)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する建築物の客席又は集会室	2,900	2,600	1,600
	固定席の場合	3,500	3,200	2,100
(6)	自動車車庫及び自動車通路	5,400	3,900	2,000
(7)	廊下、玄関又は階段	(3)から(5)までに掲げる室に連絡するものにあつては、(5)の「その他の場合」の数値による。		
(8)	屋上広場又はバルコニー	(1)の数値による。ただし、学校又は百貨店の用途に供する建築物にあつては、(4)の数値による。		

表 2-6 建築構造設計基準の資料 積載荷重表

(単位：N/m²)

室名等	床版又は小梁計算用	大梁、柱又は基礎計算用	地震力計算用	備考
常時人が使用する場合(学校、百貨店の類を除く)	1,800	1,300	600	「令」第85条の屋上広場を準用。
通常人が使用しない場合	980	600	400	
鉄骨造体育館、武道場等	980	0	0	
研究室	2,900	1,800	800	短期待荷重とする(作業荷重を考慮)。積雪荷重及び風荷重との組合せは行わない。
一般書庫、倉庫等	7,800	6,900	4,900	通常の階高の室に満載の書架を配置した場合。
移動書架を設置する書庫、電算室の空調機室、用具庫等	11,800	10,300	7,400	一般書庫の1.5倍程度。
一般実験室	化学系	3,900	2,400	1,600
	物理系	4,900	3,900	2,500
電算室	4,900	2,400	1,300	床版又は小梁計算用は電算室用既製床の耐荷重の値。他は「令」第85条の店舗の売場を準用。
機械室	4,900	2,400	1,300	床版又は小梁計算用は機械の平均的な重量の値。他は「令」第85条の店舗の売場を準用。
体育館、武道場等	3,500	3,200	2,100	振動等を考慮し、「令」第85条の劇場等(その他)を準用。

3_電気設備計画

-YAWATA CITY DISASTER PREVENTION AND CIVIC PLAZA PROJECT-

3_01. 電気設備設計概要 1

3-1-1.受変電設備

- ・新本庁舎屋上の受変電設備の高圧フィーダーから分岐し、免震層（余長 600mm 以上を見込む）を經由し、防災・市民広場へ送電します。

設置場所	：防災・市民広場 1 階電気室
	保安負荷開閉器盤（1φ200V、3φ200V）は、防災・市民広場 3 階屋上に設置
受電電圧	：3φ3W 6.6kV 60Hz
受変電形式	：屋内キュービクル型（前面保守型）
主遮断器	：VCB（真空遮断器）定格遮断電流 12.5kA
変圧器	：モールド型変圧器（超高効率型、防振ゴム付）
コンデンサ	：モールド型 6%
リアクトル	：モールド型 15=55%
警報盤	：新本庁舎中央監視室へ取込
電力量計	：マルチメーター（各変圧器に設置）
変圧器総容量	：約 175kVA（想定）
想定負荷容量	：一般電灯用 1φ200V/100V 150kVA×1 一般動力用 3φ200V 300kVA×1 非常・保安電灯用（新本庁舎非常・保安電灯盤の二次側より低圧送電） 非常・保安動力盤（新本庁舎の非常・保安動力盤の二次側にブレーカを増設して低圧送電）
その他	：自動力率制御

3-1-2.電路（幹線）設備

- ・電気室屋内キュービクルより、各階の電灯分電盤および動力制御盤に至る低圧送電用の幹線ケーブルを敷設します。
- ・テナント用として、電力量計を設置した手元開閉器盤を多目的スペース 1・2・4 に計画します。
- ・イベント用の電源確保として、芝生ひろばに専用盤を 2 面計画します。
- ・新本庁舎から解体する旧本庁舎への低圧ケーブルおよび付属品を撤去します。

電気方式	：電灯 1φ3W 210V/105V 動力 3φ3W 210V
配線材料	：ケーブルラック+環境配慮型 EM-CET・CE ケーブル/環境配慮型 EM-FTP ケーブル

3-1-3.電灯設備

3-1-3-1.照明・コンセント設備

- ・照明計画は LED 照明器具とし、適切な照度（JIS に準拠）と省エネルギーのためトイレに人感センサーを設置します。
- ・コンセントは接地極付を基本とします。

3-1-3-2.非常用照明設備

- ・建築基準法に準拠し、電源内蔵型認定器具（LED）で計画します。

3-1-3-3.誘導灯設備

- ・消防法に準拠し、電源内蔵型認定器具（LED）で計画します。

3-1-4.構内情報通信網設備（配線、機器本体、機器取付調整は別途工事とします）

- ・導入される庁内各種業務における情報ネットワークに対応するように、空配管の敷設およびネットワーク機器用電源などを計画します。（公衆無線アクセスポイント用も含む）

3-1-5.構内交換設備

- ・新本庁舎 2 階 EPS 内の電話交換機から免震層（余長 600mm 以上を見込む）を經由し、各ジャックおよび電話機までのケーブル敷設、機器設置を行います。また、5 階電話交換室の交換台の一部改修も行います。

電話機	：デジタル多機能型、アナログ型
端子盤	：防災・市民広場各階 EPS 内に設置します。
その他	：既存改修およびシステム調整を行います。

3-1-6.電気時計設備

- ・新本庁舎 5 階中央監視室の主装置から 2 階端子盤および免震層（余長 600mm 以上を見込む）を經由し、各子時計までのケーブル敷設、機器設置を行います。

時計	：電気子時計
その他	：既存改修およびシステム調整を行います。

3-1-7.拡声設備

- ・新本庁舎 5 階中央監視室の AMP から 2 階端子盤および免震層（余長 600mm 以上を見込む）を經由し、各スピーカーまでのケーブル敷設、機器設置を行います。

消防法	：15 項
その他	：既存改修およびシステム調整を行います。

3-1-8.テレビ共同受信設備

- ・新本庁舎 2 階 EPS 内の端子盤から、機器（増幅器、分配器など）および免震層（余長 600mm 以上を見込む）を經由し、各 EPS 内端子盤までのケーブル敷設を行います。

機器	：増幅器、分岐器、分配器
----	--------------

3-1-9.監視カメラ設備

- ・新本庁舎 5 階中央監視室の ITV 架から 2 階端子盤および免震層（余長 600mm 以上を見込む）を經由し、各監視カメラまでのケーブル敷設、機器設置を行います。

仕様	：ネットワークカメラ
監視カメラ	：屋内埋込ドーム型、屋外ドーム型、屋外ハウジング型 ※200 万画素以上、赤外線対応型
録画レート	：5 コマ/秒以上
HUB	：20 ポートを防災・市民広場 3 階 EPS に設置します。
その他	：エレベーターはかご内（EV 工事）はアナログ信号からの変換装置を設置します。 既存新本庁舎 2 階風除室 2 台および 4 階東側屋外 2 台の画角調整等を行います。 旧本庁舎に設置された既存カメラ（TOA 製）2 台の移設、画角調整等を行います。

3_01. 電気設備設計概要 2

3-1-10.誘導支援設備

3-1-10-1.インターホン設備

- ・以下の通り、インターホン設備を計画します。

インターホン（EV用）：EV（かご内） ～ 新本庁舎 5 階中央監視室（総合盤面に配置）

3-1-10-2.トイレ呼出設備

- ・多目的トイレ、男子・女子トイレからの緊急呼出に迅速に対応できるシステムを計画します。

呼出表示器：5 窓（防災・市民広場多目的トイレ内）
※新本庁舎 5 階中央監視室へ移報

呼出方式：呼出ボタン（引き紐付）

廊下表示灯：廊下灯（ブザー付）、復帰ボタン

3-1-11.自動火災報知設備

- ・消防法に準拠した自動火災報知設備を計画します。また、新本庁舎へ火災信号を移報します。

消防法：15 項：ロ-準耐火建築物（有窓）

受信機：P 型 1 級受信機（防災・市民広場 1 階 EV 前に設置）

感知器：露出型煙感知器を基本とする。自動試験機能付。

その他：非常放送設備と連動。
新本庁舎既存 AMP と連動。

3-1-12.構内配線路

3-1-12-1.構内配電線路

- ・構内に外灯（災害時独立外灯含む）および庭園灯を計画します。
- ・敷地内各建物間（環境業務課車庫、駐車場、駐輪場）のケーブル敷設は埋設配管として計画します。

3-1-12-1.構内通信線路

- ・敷地内各建物間（環境業務課車庫、駐車場、駐輪場）の情報通信網設備および構内交換設備用等のケーブル敷設は埋設配管として計画します。

3-1-13.その他

- ・地域無線 LAN 用電源用の太陽光パネルおよび支柱の移設を行います。

3-1-14.太陽光発電設備（配線、機器本体、機器取付調整は建築工事とします）

- ・京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に伴い、太陽光発電設備を計画します。

モジュール：多結晶シリコン太陽電池

容量：5kW システム

パワーコンディショナー出力：3φ3W 200V

設置場所：旧別館跡地駐輪場屋根(折半屋根部)

3-1-15.デジタルサイネージ

- ・館内案内表示として、40 形モニター（スタンドアローン）を設置します。

モニター：屋外仕様

付属品：壁掛け金物、USB・HDMI 端子

その他：モニター保護用枠は建築工事

4_機械設備計画

-YAWATA CITY DISASTER PREVENTION AND CIVIC PLAZA PROJECT-

4_01. 機械設備設計概要

4-1. 空調設備計画概要

4-1-1 熱源設備

熱源のエネルギーについては、経済性・対環境負荷などを考慮して、電気熱源を採用します。
電気熱源の機器は高効率機器である電気式空冷ヒートポンプパッケージエアコン（以下 EHP）を採用します。

4-1-2 空調機設備

居室は「冷暖切替型の EHP」を主体とします。
EHP の室内機は床置形とします。

・設計用外気温湿度条件

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準（令和6年版）」表 2-1 1 夏期設計用屋外条件及び表 2-1 9 冬期設計用屋外条件の「京都」によります。

		乾球温度 [°C]	湿球温度 [°C]	絶対湿度 [g/kgDA]	相対湿度 [%]	比エンタルピー [kJ/kgDA]
冷房	日最高	37.1	27.4	—	—	—
	9時	31.8	26.0	18.8	63.0	80.1
	12時	35.6	26.5	18.0	48.9	82.1
	14時	37.1	26.5	17.5	43.6	82.2
	16時	36.9	26.5	17.6	44.5	82.4
暖房	0.5	-1.3	2.7	67.6	7.1	

・室内温湿度条件

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準（令和6年版）」表 2-1 (a) 設計用屋内条件によります。

冷房		暖房		備考
温度	湿度	温度	湿度	
[°C]	[%]	[°C]	[%]	
26	成行	22	成行	

4-1-3 換気設備

居室は店舗用全熱交換器による第1種換気とします。
換気風量は人員1人当たり30m³/hとします。
倉庫・便所等は排気ファンによる第3種換気とし、その用途によって換気回数を設定して風量を決定します。
多目的スペース1は別途工事にてフード排気を設けた際に排風機を設置可能なスペースを確保します。

4-1-4 自動制御設備

検針装置等は設けず、給水量は量水器（直読式）により把握します。
湧水ポンプ廻り制御、自動灌水用水槽の水位制御を行います。

4-2. 衛生設備計画

4-2-1 衛生器具設備

節水を考慮して節水型機種を選定し、小便器の個別センサーや洗面器の自動水栓等を採用します。
陶器類は清掃のしやすい防汚型の器具を選定します。
大便器は床置フラッシュタンク型とします。
小便器は自動水洗、壁掛型とします。
手洗器は自動水栓とします。
多目的トイレにはオストメイトを設けます。

4-2-2 給水設備

給水は上水・雑用水1系統給水とします。
防災・市民広場へは敷地内既存埋設管100Aから分岐し、直結直圧方式にて必要各所へ供給します。
ゴミステーションへは新別館の給水配管から分岐し、必要各所へ供給します。
各テナントへの給水量はPS内に直読式管理用メーターを設置し、使用量を把握する計画とします。
自動灌水設備（建築工事）へは灌水用躯体水槽を設け、給水ポンプによる加圧給水方式により必要各所へ供給します。

4-2-3 給湯設備

便所の手洗いには壁掛型電気温水器（雑湯用3L）を設置します。
キッチン等の流し台には床置型電気温水器（雑湯用2.5L）を設置します。

4-2-4 排水設備

屋内は汚水・雑排水合流方式とします。屋外排水は既設桝に接続します。
多目的スペース1は別途工事にてグリーストラップを設置可能なスペースを確保します。

4-2-5 消火設備

防火対象物：16項（イ）
必要各所に消火器（10型）を設置します。（別途工事）

5-1. 使用材料（案）

下記の材料を使用します。

項目	区分	配管材料	規格番号
冷媒管		冷媒配管用被覆銅管	
ドレン管	30A以下	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741
	40A以上	結露防止層付硬質塩化ビニル管（断熱ドレン）	
ダクト		亜鉛鉄板	
給水管	地中埋設管	水道用ポリエチレン二層管（1種二層管）	JIS K 6762
	一般配管（40A以下）	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）	JIS K 6741
	一般配管（50A以上）	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB）	JWWA K 116
排水	一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741
	ピット	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741
	屋外排水	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741
通気	一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741
給湯	一般配管	一般配管用ステンレス鋼管（SUS304）	JIS G 3448